

平成19年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成19年3月9日（金曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（20名）

議長	長岡正勝君
副議長	吉田栄君
1番	吉岡文子君
2番	広島雄偉君
3番	五十嵐聡君
4番	白木優志君
5番	小関勝教君
7番	土井敏興君
8番	谷内八重子君
9番	長谷川吉春君
10番	米田良克君
11番	古関充康君
12番	矢部正義君
13番	谷村孝一君
15番	内馬場克康君
16番	本郷幸治君
18番	紫藤政則君
19番	荘司光雄君
20番	林国夫君
21番	中西勇夫君

◎出席説明員

市	長	桜井道夫君
助	役	佐藤昭雄君

総務部長	板東知文君
市民部長	吉田譲君
保健福祉部長兼福祉事務所長	安田昌彰君
商工交流部長	酒巻進君
農政部長	林信孝君
都市整備部長	加藤誠君
市立美唄病院事務局長	三谷純一君
消防長	佐藤賢治君
総務部総務課長	市川厚記君
総務部総務課総務係長	村上孝徳君

教育委員会委員長	阿部稔君
教育委員会教育長	村上忠雄君
教育委員会教育部長	天野修二君

選挙管理委員会委員長	熊野宗男君
選挙管理委員会事務局長	大道良裕君

農業委員会会長	佐藤博道君
農業委員会事務局長	秋場勝義君

監査委員	川村英昭君
監査事務局長	嵯峨和樹君

◎事務局職員出席者

事務局長	谷津敬一君
次長	和田友子君
総務係長	濱砂邦昭君

午前10時00分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名

議員を指名いたします。

18 番 紫藤政則議員

19 番 荘司光雄議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

7番土井敏興議員。

●7番土井敏興議員（登壇） 今定例会の冒頭、市長、教育長よりそれぞれ新年度に向けての執行方針が示され、極めて深刻で厳しい危機的状況にある本市の局面を打開すべく、たしかな道筋をつけるためにも市民の先頭に立って果敢に立ち向かう姿勢を示されたことに、大いに期待をし、更なる市民の信頼を得るよう強く望むところであります。

さて、私は大綱2点につきまして、市長並びに教育長にお伺いをいたします。

大綱1点目の住みよいまちづくりにおける都市機能の維持・整備等についてであります。子どもから高齢者まで安心して快適な暮らしができる機能的な生活環境の場を提供しなければならないことは言うまでもありませんが、そこでまず除排雪対策についてお伺いをいたします。

この冬は近年になく積雪量が少なく、過ごしやすいく感じるところであります。そうした中においても除雪の状況が工区等により差異が生じたり、あるいは交差点によっては極めて見通しが悪かったり、さらには圧雪状態のため雨が降ったあとは車の通行が困難となるなど、加えてこの冬は雨が多く、路肩部分が氷状となり、歩行者が転倒による骨折事

故が多かったとも聞いております。

いろいろな声が市民から寄せられていると思いますが、こうした事情は単に受託事業者の技術力の問題であるのかどうかについて、私は承知はしていませんが、どのように対応されるつもりかお伺いいたします。

また、労災病院東側の雪捨て場についてですが、その融雪水が歩道や車道に流れ出ている状態も見受けられ、よって、もう少し道路より距離をおいて堆積すべきと思いますがいかがでしょうか。

最近では、一定の地域内においても事業者をはじめ、個人でも除雪用車両を保有している様子を目にしますが、地域内事情に詳しいこうした方々の協力を得るのも一手ではないでしょうか。

次に、街路樹等の維持・管理についてですが、緑の景観の保持、市民の心を癒すなど、街路樹の果たす役割は極めて大きなものがありますが、現在街路樹が植栽されている路線、樹種、その本数や維持管理費用はどの程度であり、また、ところどころに枯れた木や交差点付近など痛んだ木も目立つわけですが、これらの手入れや処理はどのようにされているのかお伺いいたします。

新しく整備されたあかしあ通についても、植栽計画があると聞き及んでいますが、実施に当たっては樹種の選定などについて、市民の関心を高めることから、地域の協力が必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、情報化の推進についてですが、私どもの日常生活において、もはや情報の大海原に放り込まれ、計り知れない情報量の中から、必要な情報をいち早く的確に捉えるこ

とができるかが問われている現状にさらされています。よって、本市においてもより早く、正確な情報収集が求められるところであり、個人及び各事業所においても同様であります。

そこで、これまでの情報に係る基盤の整備の経過と、今後の整備の考え方について。また、空知団地にある情報基地でもあるハイテクセンターについては、いまだ光ファイバーが導入されていないと聞き及んでいます。通信のより高速化が問われている中、早急の整備が必要と考えますが、お伺いいたします。

次に、北部地域の振興対策についてですが、この地域は屯田兵による開拓からスタートし、集団移住あるいは戦後開拓による農業地帯、北東部区域は石炭産業など複雑な産業構造をていしてきた経緯がありますが、エネルギー革命の大腿として、内陸型の大型工業団地の造成により、その活路を見出そうとしてきたわけですが、世界経済及び産業構造の激変により、農工業は大きな打撃を被り、過疎化が進むと同時に少子高齢化の波が急激に押し寄せ、現在に至っているところであります。

北部地域の 21 世紀まちづくりプランにおける前期計画での経過と現状について、ひいては後期計画における見通しについてどのようにお考えかお伺いをいたします。

また、鳴り物入りでスタートをした空知団地については、その歴史も 30 年を刻み、近年は企業の進出もなく、閑散とした状態が続いていますが、しかし、ゴルフ場や農道空港などの施設や資源を生かした幅広い分野にわたる誘致策が必要と考えますが、空知団地の現状と今後の見通しについてお伺いをいたしま

す。

大綱 2 点目は、教育行政について 4 点にわたりお伺いをいたします。

まず、標準学力検査等についてであります。たしかに学力の向上という観点から、平成 18 年度より実施された標準学力検査について、全市的な傾向はどうであったのか。また、その結果からして今後どのように各学校に対して指導をし、反映させていくおつもりかお伺いをいたします。

本年、4 月下旬に実施予定の全国学力テストについてですが、それぞれ同僚議員よりお尋ねがありましたので、重複を避け 1 点だけお伺いをいたしますが、この調査について市内各学校の受け入れ体制についてはどのような空気になっているのかお聞かせ下さい。

次に、道教育委員会の委嘱事業として、2 カ年にわたり実施される生徒指導総合連携推進事業についてですが、指定を受けることになった経緯と、この事業の目的や概要について、さらにその進捗状況についてもお伺いをいたします。あわせて、それらの成果、課題等について明らかになっているのであればそれらについてもお示しをいただきたいと思います。

次に、図書館事業等についてですが、近年図書離れが進み、読み書き、読解力及び表現力の低下が危惧されているところですが、そうした中、図書館の果たす役割は大きいものと考えるところですが、そこで過去 3 年間の蔵書数、利用状況の推移や移動図書館の利用状況並びに利用者の年代層、あるいは読書傾向についてお伺いをいたしま

す。

また、蔵書の管理の一元化や、さらに利用者が利用しやすい環境確立のため、OA化を推進しているとのことですが、その状況についてと、最近都市部において借りた本へのいたずら書き、ページの切り取りなどをはじめ、利用者のモラルの低下や悪化について報道されておりますが、本市の状況や防止に向けての対応はどのようにされているのかお尋ねいたします。

より市民に愛される図書館として、今後の図書活動についてどのように取り組まれるのかも伺いをいたします。

次に、学校行事等における国旗国歌についてであります。このことにつきましても昨日同僚議員から詳しくお尋ねがありましたので、私は基本的なことのみに伺いをいたしたいと思います。

まもなく卒業式、あるいは入学式を向えるわけですが、式を挙行するに当たり教育委員会としてはどのような基本姿勢で臨もうとされているのか伺いをいたします。

また、昨年の卒入学式において指導に従っていただけなかった教職員に対しては、どのような対応をされてきたのか伺いいたしまして、この場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 土井議員のご質問にお答えします。

初めに、住みよいまちづくりについて、都市機能の維持、整備の情報化の推進についてであります。これまで市ホームページの開設、図書館蔵書検索システムの整備など市民生活の利便性の向上を図る視点から取り組む

とともに、住民情報システムの導入等により事務処理の高度化、効率化を図ってまいりました。

今後、多様化する市民ニーズに対応した、より質の高い行政サービスを提供するため、行政情報の充実とともに、本年秋の電子申請等の開始に向け準備を進めてまいります。

また市内の情報通信基盤については、4か所にある電話交換局のうち、平成13年の美唄局につづき、昨年12月に茶志内局がADSL回線となったほか、峰延局は現在、申請中、西美唄局は調査を依頼しているところでございます。光ファイバーについては、現在、市内中心部及び空知団地の整備を要望しております。

今後、関係団体と連携して、年次的なエリア拡大を含め、積極的に要望活動を行ってまいります。

次に、北部地域の振興対策についてであります。美唄21世紀まちづくりプラン前期基本計画の5年間では、生産基盤や生活環境の向上を図ってまいりました。後期基本計画では、平成18年度に完成した一般廃棄物の最終処分場整備をはじめ、道路・橋りょうの整備、茶志内地区の下水道整備、伊藤沼地区などの基盤整備を進めることとしております。

国道12号の拡幅については、癸巳町及び茶志内町3区で工事が進められ、道道については、砂川・奈井江・美唄線、開発茶志内線の整備が行われており、未整備区間の早期整備を引き続き、国・道に要望してまいります。

次に、空知団地の現状と今後の見通しについてであります。現在12社立地しているうち7社が操業し、従業員114名、分譲率55.4%

となっております。

今後の見通しにつきましては、道内における企業立地の環境は、依然として厳しい状況にあります。本市の特性や資源を強調しながら、積極的な企業誘致活動を続けてまいります。

また、本年3月、美唄自然エネルギー研究会が、空知団地に雪山造成を行い、多目的な試験研究を計画しており、こうした取り組みが企業誘致に結びつくものと考えておりますので、この事業に対して支援するとともに、関連施設の誘致実現に努めてまいります。

なお、除排雪対策について、街路樹等の維持管理については都市整備部長から答弁をさせていただきます。

●議長長岡正勝君 都市整備部長。

●都市整備部長加藤 誠君 除排雪対策、街路樹等の維持管理につきましては私から答弁をさせていただきます。

除排雪対策についてであります。除雪状況、交差点排雪、工区等による除雪の差につきましては、除雪方法等について受託業者と協議を行い、改善に努めてまいりたいと考えております。

路肩部分の転倒防止、雪捨て場の融雪水の流出対策につきましては、砂の散布、道路側溝の雪割り等により対応することとしております。

個人等への除雪委託につきましては、連絡体制や事務事業の簡素化、経費の縮減等を図るため、平成15年度から広域ブロック除雪に移行しておりますことから、今後もこの方式により実施してまいりたいと考えております。

次に、街路樹につきましては、市道の14

路線にナナカマド、桜などを植栽しており、本数は約1,600本となっております。

維持管理に要する費用は、平成17年度実績では、約326万円であり、18年度では、約270万円となっております。

枯れた街路樹の処理につきましては、伐採等により処理し、補植することとしており、除雪等により傷んだ街路樹につきましては、雪解け後状況を確認し、手入れや補植などを行っております。また、除排雪作業時には、十分注意するよう受託業者に指導を行っております。

あかしあ通の街路樹の選定等につきましては、地元町内会等と協議を行い、地域の意向確認に努めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 土井議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、市内小・中学校学習状況調査についてであります。「生きる力」の知の側面である確かな学力を育成するためには、まず子ども達の学習の到達度・理解度を的確に把握することが必要であります。客観的なデータを得ることにより、指導方法の工夫改善に向けた手がかりを得ることが可能となり、子ども達の学習に還元できると考え、今年度一斉に実施したものでございます。

市内の小学校の2年生、5年生及び中学校2年生を対象としたものではありませんが、調査の結果は、総合的に美唄市の児童生徒の学力は全国を若干ではあります。下回る傾向にあるという読み取りができる内容となっております。また、各学校では、学校ごとの結果と全市的な結果とをあわせて、現状分析及

びそれに対応した取り組みが精力的に推進されており、そのことは各学校から提出された学校分析報告書から確認できるところでございます。

この報告書は調査対象学年の傾向分析、分析結果を受けた課題事項の明確化、指導方法の工夫改善に向けた具体的な取組の3項目で構成されており、特に、具体的な取組では「意図的に文のつながりの不適切なものを読ませ、文の構成について理解させる。」「図形など具体的なものを使った操作活動などを積極的に取り入れ、実体験の伴った理解に努める。」など各学校の実態に応じた指導方法の改善に向けた具体的な取組が実践されているところでございます。

教育委員会といたしましては、本市児童生徒に確かな学力が確実に育成されるよう、学校と連携を一層図りながら、引き続き効果的な調査となるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、全国学力・学習状況調査についてですが、これは「全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る」ことを目的とし、今年4月24日全国一斉に実施されるものでございます。

この調査につきましては本市におきましても全小・中学校で実施することとしており、適切な実施について各学校へ指導しているところでございます。

全道的な報道等にありますように、一部の教職員から非協力申し入れ等の動きが見られ

ますが、教育委員会といたしましては、本調査の趣旨を十分踏まえ、適切に実施してまいりたいと考えているところでございます。

次に、生徒指導総合連携推進事業についてありますが、この事業は、いじめ、暴力行為、不登校、少年非行など、児童生徒の問題行動等が依然として憂慮すべき状況にあることから、これらの予防や解決と児童生徒の健全育成に向け、地域の実情に応じた実践的な取組の基礎づくりを行うものでございます。

本市におきましては、平成18年1月31日に、学校、関係機関及び団体の関係者による緊急対策会議を開催し、児童生徒等の安全確保を含む健全育成に向けての危機意識の共有化を図ったこともあり、それぞれの活動が機能的に連携することで、より効果的な児童生徒の健全育成が図られるものとして、国立教育政策研究所の事業として、道教委からの募集を経て指定と委嘱を今年度から2カ年で受けたところであります。

今年度は、児童生徒の健全育成に向けた地域のネットワークづくりと、全国の先進的な事例の情報交流や、本市における生徒指導上の諸問題の実態等について調査・分析を行い、児童生徒の問題行動等の減少に向けた取組を推進しております。

現段階では、既存組織の構成及び活動が多様化、複雑化している状況にはあるものの、各組織の活動を連動させていくことで、より地域に密着した活動となるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、各学校の生徒指導担当者及び警察署等の関係機関による生徒指導担当者会議において、問題行動等の実態や指導に役立つ対応

事例等の共通理解が図れるなどの成果も見られるところでございます。

次に、図書館についてであります。はじめに、過去3年間の蔵書数及び利用状況について申し上げます。

蔵書数につきましては、平成15年度は13万5,883冊、16年度が13万7,589冊、17年度では13万7,803冊となっており、利用状況につきましては、本館では15年度の利用者数が2万4,568名で利用冊数は10万7,905冊、16年度は2万3,588名で10万5,734冊、17年度は2万0,803名で9万3,012冊となっております。

また、市内29箇所を巡回する移動図書館では、15年度が6,200名で1万4,822冊、16年度は5,522名で1万3,604冊、17年度では5,538名で1万3,922冊の利用をいただいた状況であり、利用者の世代で見ますと特に中高年層と小学生の利用が多く、読書傾向といたしましては、小説や絵本、趣味などの芸術分野の利用が高くなっております。

次に、OA化の推進状況についてですが、平成元年度に図書資料のデータベース化に着手し、3年9月からコンピュータによる図書の貸出し・返却業務の機械化を、さらに10年度からは、インターネットから自宅で簡単にできる蔵書検索など、OA化によるサービス提供に努めているところであります。

次に返却本のいたずら書き等の問題についてですが、これまで、図書資料として支障を来す状態で返却されたことはなく、高いモラルをもって図書館を利用いただいているものと考えております。

図書館といたしましては、さらに誰もが気

持ちよく利用していただけるよう、メロディー等を活用し、新刊の紹介やおはなし会等行事の情報提供に努めてまいりたいと考えております。

また、今後におきましても、ブックスタート事業や読書週間における特別展等をとおり、幅広く読書に親しんでいただける環境づくりに努めて参りたいと考えているところでございます。

次に、学校行事等についてですが、教育委員会といたしましては、卒業式・入学式につきましては、これまでも学習指導要領に基づき、児童生徒に国旗及び国歌に対する正しい認識を持たせ、それらを尊重する態度を育てる観点から各学校において、卒業式や入学式が適切に実施されるよう、国旗については出席者の目に触れる場所に自然な形で掲揚すること、国歌斉唱時には、教職員は起立することが望ましいことなどを基本として指導してきているところでございます。今年度も、こうした考え方にに基づき、各学校において適切に指導されるよう指導しているところでございます。

また、公教育に携わる教員は、法令等により上司の職務上の命令に従う義務を負うことから、職務命令を受けた教員は、これに従う職務上の責務を有し、これに従わなかった場合は、職務命令違反となり、懲戒処分をすることが出来るものとされており、その権限は道費負担教職員の場合、任命権者である道教委にあるところでございます。

なお、行為の程度から懲戒処分に至らないと判断される場合に、職員の職務遂行に注意を喚起し、改善を求めて行う注意、指導等の

訓戒措置が服務監督権者である市町村教育委員会が行うこととされております。

昨年の卒・入学式におきましては、一部の学校の校長及び教員に対する訓戒措置を行ったところでございます。

いずれにいたしましても、国旗・国歌の指導が適切に行われ、卒業式や入学式が厳粛かつ清新な雰囲気の中で行われるよう取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 7番土井敏興議員議員。

●7番土井敏興議員 それぞれご答弁いただきましたが、市長並びに教育長に何点かお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず、除雪についてであります。冬季間の市民生活の安全・安心を確保する上において、極めてこの分野は重要でありますけれども、それがゆえに技術力の向上と機能性を高める努力が求められるのではないかと思ひます。

よって、厳しい財政運営の上から大変ではあると思ひますが、いわゆるより効率性や経済性からも委託発注については一元化を図るお考えがあれば、お伺いをしたいと思ひますし、またさらにこれは、時節がらこれから融雪が進むわけでありましたが、市内を走行していますと路面の段差が非常に目立ち、交通の妨げになっているところが見受けられるようではあります。これらに対してはどのように対応をされるのか、また、全体的に除雪に対する種々の市民の声に対して、どのように処理をされ、また反映をさせていくのか、改めてお伺いをしたいと思ひます。

街路樹については、各街路において、枯れ

た木や特に交差点付近の木が多く痛んでいたりしていますが、それらの要因について、自然現象によるものなのか、それとも人為的なものが加わっているのか、その辺の調査をされているのか、またどのように対応されているのかもあわせてお伺いをしたいと思ひます。

次に、北部地域の関係についてであります。その中でも特に日東地区やあるいは茶志内母町地区は高齢化が進んでおりまして、とりわけ日東地区の高齢化率というのはもう50%にも及ぼうとしているわけです。

そんな中で、いわゆる市民バスの便も少なく、買い物や通院の利便性の確保という点から何らかの手立てが必要ではないかと考えますが、この辺のことについてもお伺いをしたいと思ひます。

また、あわせてこの地区にある公営住宅も非常に老朽化が進んでおりまして、居住者につきましては、将来への不安も持っているのも事実あります。その辺のところについても、お考えがあればお伺いをしたいと思ひます。

一方、茶志内の母町地区については、いま国道12号線の拡幅整備が進んでいるところでありますが、それにつれて移転が余儀なくされる居住者もいると聞いておりますけれども、そういった方の中からそういったことを機会に、市外に転出を希望されている方もいると聞いておりますので、いわゆる過疎化に一層拍車がかかるような心配がされるわけでありまして、こうした流れに歯止めをかける振興策が、私はぜひ必要だと思いますが、この辺についてお考えがあればお伺いをしたいと思ひます。

次に、生徒指導総合連携事業についてであ

りますが、お答えをいただいたとおりに思うところでありますけれども、特にいじめに端を発した痛ましい事件が頻発をしている現状の中で、昨年11月には命の大切さに関する高橋知事の談話が発表されたりとか、あるいは道教育長のメッセージの発信もされるなど、このことについて全道を揺るがすような状況になっておりますし、さらに去る7日には道それから道教委、道警が一体となって子どものいじめ、虐待防止緊急宣言を発せざるを得ない状態になっているようであります。

また、あわせて今月5日には、道教委からいじめに関する実態調査の中間報告も公表されたところでありますが、その調査結果を見ますと、現在もいじめを受けている児童生徒が2万人を超えている、そういうことや、一方、いじめている児童生徒が5,700人以上もいるという、その数字が示されているわけでありまして、このことは極めて憂慮せざるを得ない状態ではないかと思うわけであります。

このようなことから、この生徒指導総合連携事業の持つ意味は、私は極めて大きいものと考えるところであります。この事業の取り組みの中で、地域のネットワークづくりの現状と事業母体の構成員等の状況についてと、先ほど申し上げましたことから、深刻化するいじめをはじめとする問題行動等については、個々の対応そのものについては限界があると私は感じるわけですから、地域一体となった取り組みが必要と考えますし、その期待も非常に大きいものではないかと思うところでもあります。

したがって、平成19年度については、どの

ような方向性をもって、この事業の推進に当たられるのか、お伺いしたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 土井議員の質問にお答えします。

初めに、除雪業務の委託についてですが、除排雪対策についてですが、行政区域を4つのブロックに分けて発注し、除雪作業の効率化等に努めてきているところであり、現在のところ一元化の予定はございません。

道路の段差につきましては、毎年路盤改良工事の実施や股木を設置するなど、段差の解消に努めているところであり、今後におきましても車両等の通行に支障のないよう対応してまいりたいと考えております。

除雪に関する苦情の対応についてですが、苦情の内容を確認の上、現場において対応することとしてございます。

街路樹につきましては、今後原因を調査し、対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、北部地域の振興対策についてですが、日東地区の皆さんの足の確保にしましては、通院や買い物など必要な時間帯の対応について、バス交通に限らず幅広い方策を研究させていただきたいと考えております。

また、日東団地につきましては、周辺の住環境や入居者の意向を踏まえ、将来的には他団地との統合などを検討する必要がありますが、当面維持していきたいと考えております。

茶志内・日東地区では健康づくりや世代間交流といった住民のみなさんの自主的活動や農村での都市住民との交流活動も広がっており、今後地域の課題解決や交流促進に向けて、

協働により進めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 土井議員のご質問にお答えをいたします。

生徒指導総合連携推進事業についてですが、現在推進しておりますネットワークづくりは、さきほど申し上げました今年の1月31日に開催した緊急対策会議に参加した警察署や民生児童委員会、保護司会など24関係機関及び団体を基本にしております。

今年度は、事務局を教育委員会におき、学校と連携を図りながら各地域のネットワークの実態や児童生徒の問題行動等の状況を把握するための調査に重点をおいて推進しているところでございます。

また、ネットワークづくりに関しましては、各地域の既存の組織機構の実態が異なることや、各関係機関及び団体の活動が多様化しておりますことから、新たなネットワークを構築するのではなく、地域の実態に応じた機能的なネットワークづくりが必要であるという方向性が出ております。

それらを踏まえて、平成19年度は各関係機関及び団体の活動を、整理・統合・発展させるという視点に基づき、市全体のネットワーク化と中学校区単位などによる組織的な実践が行われますように、努めてまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、いじめ問題が社会問題となるなど、児童生徒を取り巻く環境は大変深刻な状況でありますことから、児童生徒の健全育成に向けた地域ぐるみの取り組みが、組織的かつ効果的に推進されるよう努

めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

19番 荘司光雄議員。

●19番 荘司光雄議員（登壇） 私は、大綱2点について市長に質問いたします。

その第1は、昭和という時代についてであります。私はなぜ、この昭和の時代を取り上げたか、このことについての問題意識について申し上げたいと思います。

それは、平成に入ってから特に03年、小泉首相の時代に入ってから時代風潮を見ますと、日本という国がこんなにあらぶれた国だったろうかと、痛切に感じています。日本は、長い歴史を積み上げてきました。その間、情緒とか惻隱の情、卑怯を憎む心、名誉、誠実、正義を重んじるなどの精神的な形が人の心に宿っておりました。

今日的な殺伐とした時代に成り果て、特に見逃せないのは、日本の歴史にとって、まったく異色の15年間でありました戦前の昭和前期、あの軍国主義的な右傾化が平然とまかりとおるようになってきました。さらに重要な側面として見逃せないことでありますが、二極分化の言葉に代表される、あらゆる分野で格差問題が現出してきました。

私は、この問題について解き明かす、その鍵は昭和の時代についてもう1度見直すことから始まるのではないかと考えたからであります。

そこでお尋ねいたしたいのは、昭和という時代は、大きく分けて3つありますが、私は大別をして昭和前期、すなわち昭和20年8月の大日本帝国崩壊まで、それと戦後に大別して、史実に基づいて検証する姿勢がいま問

われていると思います。市長の考え方と歴史観について、この際明らかにしていただきたいものであります。

次には大綱第2点、今年度の市政執行方針が示されました。このことについて、全体を総括をしているはじめと、それから市政執行の基本姿勢、このことにしぼって6点について質問いたします。

まず1つは、時代の大きな転換期にあると実感しているとあります。そのまえの言葉に「本市が」とあえてつけてありますが、全体的状況と美唄市的状況についてであります。

その2番目は、財政がかつて経験したことのない試練の時代を迎えているとありますが、これは、いま直ちに出了ものではありません。したがって過去にさかのぼる必要がありますので、80年代以降の美唄市の財政運営はどうだったのか、そのことをまとめてご答弁をいただきたいと思います。

その3つ目としては、地方が持つ多様性と創造性を生かし、それを基盤とした「新しい国」のかたちを求めるとあります。市民が幸福になる新しい国はどんなかたちなのか、市長の考え方をお示し下さい。

それから、私も長いこと議員活動やっておりましたが、市政執行方針に「地域経営」という言葉が出てきたのは初めてであります。この地域経営については、私は常に地域経済とともに地域感情として地域全体の経済力について、過去に何回も質問してまいりました。

そこで、市長の言う、この地域経営の視点について具体的に説明を求めたいのであります。そして、この地域経営という言葉の前提

として、少なくともこのような形で地域を経営したいという、たしかな道筋というものが必要であります、その道標になるものは何なのかお尋ねいたします。

その5として、いままさに喫緊の課題であります、地域医療体制であります。市立美唄病院、労災病院の統合、この新しい総合病院の姿はどういうものなのか。17科の診療体制で、270床という形で、先日に発表ありましたが、市民が見て、市民がこの新しい総合病院というのはどういうイメージになるのかという、そういうものをお示していただきたいと思います。

その6として、不祥事件にからみまして、市政の信頼回復と公務員倫理問題を捉えておりますが、これはまさに早急に取り組まなければなりません。これは、ひとつには公共物件の調達や発注、公有問題の契約問題と同時に、公務員自身の倫理ですから、法令遵守の問題であります。

このコンプライアンスということは、人事管理の問題と、もう1つは契約問題等の発注問題の2つの側面がありますが、これのいま取り組んでいる進捗状況、同時に19年度の新年度に何をするのか、このことについて私ども議会も契約問題等特別委員会の中で再三にわたって議論してきましたが、示された内容は、指名停止期間を長くするという、いうならば厳罰主義的な部分のみでありました。

もっと、それ以上のものはあると思いますが、その辺を含めてご答弁をいただきます。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 荘司議員の質問にお答えします。

初めに、昭和に対する私の考え方についてありますが、まず、昭和前期は、明治に始まる殖産興業・富国強兵により、資本蓄積、市場形成、人材育成という、3つの成果を得て、ようやく近代工業化と資本主義の第一歩を踏み出した時期でありましたが、五・一五事件や二・二六事件など、軍人と官僚が主導する統制経済と帝国主義の時代に入り、軍国主義、そしてあの不幸な戦争へとつながっていったのだと思います。

戦後は、新憲法を基本として、民主主義の下、経済復興を目指し、50年代半ばから70年代初頭まで、公害という問題を抱えながら、飛躍的に経済成長を遂げましたが、オイル・ショックを境に高度成長時代は終わり、低成長の時代へと移っていきました。

85年のプラザ合意以降、一時は「ジャパン・アズNO1」といわれましたが、バブルの発生・崩壊、金融システムの動揺、長期不況の継続へという転換期のなかで平成を迎えたわけであります。

私は、このように戦争、民主化、経済成長とその終焉など、「昭和」という時代に、日本はこれまでにない大変化を遂げたのだと感じております。このことは、本市の歴史とも重なるものであり、まさに「激動の昭和」であったと思っております。

次に、市政施行方針における時代認識についてありますが、地方分権改革については、昨年成立した「地方分権改革推進法」により、「第二期」に入ったといわれ、これまでの地方分権の緩やかな流れが急激、かつ、大きな流れになりつつあると感じており、特に、再生法制の整備や新型地方交付税の導入などに

より、多くの地方自治体にとって新たな時代に入ったと受け止めております。

地方分権改革は、国と地方の役割を根本的に見直すことが前提であるべきであります。道州制特区に対する国の対応を見ても、残念ながら地方との対立が目立ってしまっていると感じており、また、農産物輸入に関して、国内農業を大きく揺るがすような内容で、FTA、EPAなどの国際交渉が行われており、地方には極めて厳しい状況となっております。

さらに、「格差社会」につながる非正規職員の拡大は、労働市場だけでなく、年金などの社会保障制度などにも大きな影を落としているほか、私たちの生活の中では、IT分野における技術革新がインターネットや携帯電話の急速な普及により、これまでの生活様式を変えようとしています。

このような全国的な状況は、本市にも、直接影響を及ぼすものであり、農業や経済・雇用に加え、地域医療の問題など、少子高齢化の進展とともに、本市財政、そしてまちづくり全体に重い課題となってきており、このような時代状況だからこそ、個性と活力あるまちを目指し、「自立と協働のまちづくり」を着実に進めなければならないと考えているところであります。

次に、80年代以降の財政運営についてありますが、国においては、80年代前半、「増税なき財政再建」「小さな政府」を掲げ、行政改革を推進しましたが、その後80年代後半にはいると、内需拡大路線へと転換し、東京一極集中から地方重視の時代へという理念を掲げ、地方財政対策に基づく地方単独事業の拡大が図られたところであります。

本市においては、特に 90 年代以降、下水道整備や公営住宅の建替え、土地区画整理事業など、美唄市新総合計画に基づき、起債制限比率の適正化などの財政指標に留意しつつ、地方財政対策における有利な起債許可や交付税措置を利用し、社会資本整備を進めてきたところであります。

しかしながら、その後の日本経済は、デフレ経済が長期化し、税収の落ち込みと相まって国債残高が膨張し、国の構造改革のもと「三位一体の改革」が打ち出されたところであります。

このことから、本市の財政状況においては、交付税の大幅な減額により、標準財政規模の縮小を招き、財政指標が悪化したところであります。また、人口減少・少子高齢化による税収の減をはじめ、長期の不況による経済・雇用状況の悪化、国の財政再建を優先した地方交付税の削減に加え、新たな再生法制の制定など、80 年代と比較しても一層厳しい状況となっており、私は、かつて経験したことのない試練の時代を迎えていると認識しているところでございます。

次に、新しい国のイメージについてであります。私が申し上げた「新しい国のかたち」は、地方がより自由度を増して地方の特性に応じた行政を行うことができ、そのことにより、地域住民の自由闊達な活動が保障され、個性豊かで創造的な地方の自立が成り立ち得る社会であります。そのような国であることで、都市も地方も、相互に補完しながら、躍動感ある持続可能なまちづくり、地域づくりができるものと考えております。

次に、「地域経営」の視点についてでありま

すが、「地域経営」は、地域をひとつの経営体と捉え、地域資源を再確認、再発見することで、まちを最大限、活性化していこうという考えであります。これからは、市民の皆さんも財政運営を含め、自らの問題として市政運営について考えていただき、市もコミュニティの活性化をもとにまちづくりを再構築していくという発想が欠かせないものであると考えております。

そのような意味で、市民の皆さんと行政が一緒にまちづくり全体を考える「地域経営」の視点が大切であると考えております。

また、「地域経営」には、「まちづくりの理念」を明確にし、共有することが重要であることから、本定例会でご提案した「美唄市まちづくり基本条例」を制定し、「自立と協働のまちづくり」に向けた道筋を確かなものにしていきたいと考えております。

次に、地域医療体制などについてであります。市立病院と美唄労災病院の統合に向けましては、昨年 12 月に、労働者健康福祉機構との間において、統合に向けた具体的な話を行うための協議の場を設けることで一致し、現在、統合の目標時期を平成 20 年 4 月に想定し、協議を進めているところであります。

新しい病院は、市民の皆さんが安心して医療を受けられる体制を整え、その役割を継続して提供するために健全経営を目指すことをコンセプトに、「市内医療ニーズへの対応」、「政策的に取り組むべき医療への対応」、「地域連携機能」の 3 つの視点から医療機能の整備を図りたいと考えております。

また、市立病院、美唄労災病院がそれぞれ持っている医療資源を生かすため、両病院の

医師の体制や新病院の医療機能等を考慮し、現段階では、17 診療科、病床数は約 270 床を想定しているほか、これまで美唄労災病院が担ってきた脊損医療を継続して提供するなど、本市に暮らしている脊髄損傷者の方々はもちろんのこと、誰もが安心して受診できる診療体制の構築を目指しております。

なお、新病院の機能など具体的な内容等につきましても、現在策定中の「美唄市地域医療マスタープラン」の中で、明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、市政の信頼回復と公務員コンプライアンスの徹底についてであります。これまで職員に対しては、全体の奉仕者である公務員としての倫理の保持と服務規律の徹底を図るため、美唄市職員倫理規程を制定し、研修や訓示などをおして自覚を促してきたところであります。また、入札契約制度の適正化を図るため、これまで談合情報対応マニュアルの策定及び指名停止基準の強化などに努めてきたところであります。

しかしながら、本市における公共工事を巡る不祥事をはじめ、最近の地方公共団体における不祥事の多発から、公務に対する信頼回復の取り組みが急務となっております。

このため、本市の平成 19 年度からの取り組みとしましては、入札・契約事務について、より一層、競争性、公正性、透明性を確保するため、予定価格 1,000 万円以上の工事については、原則、地域限定型の一般競争入札を試行実施すること、発注時期や工期及び工種等により、一般競争入札に付することが難しい工事については、簡易公募型指名競争入札または、指名競争入札を実施すること、また、

談合防止対策として効果的とされる電子入札の準備段階として郵便入札を試行実施するなど改善策を講じることとしております。

さらに、職員の法令遵守の徹底と不正防止を図るため、公正取引委員会と連携した研修の実施など、職員研修を充実するとともに、公益通報に関する内部規定を整備し、不祥事の再発防止と市政の信頼回復に努めてまいります。

●議長長岡正勝君 19 番 荘司光雄議員。

●19 番 荘司光雄議員 自席から再質問をいたします。

最初の昭和の時代ということと、それから現在のこのいわゆる市場競争原理がすべてであるというようなこの風潮の中で、先ほどいじめ問題も出ましたが、さまざまなことが出ている。およそ日本の歴史の中にかつてない社会的な風潮が出ていると思います。

そこで、この昭和というのは、この昭和だけがあるわけではありません。日本 2,000 年の歴史の中から、やはり近くは江戸時代の封建社会から、明治の明治維新を迎えた新しい、いうならば資本主義社会というものの誕生です。そして、大正、昭和ときたわけですが、私は日本という国は、歴史上外国に攻めたのは、この 2,000 年の歴史の中で日清戦争と日露戦争までの間はおおよそ 1,900 年に近い歴史の中で、その前、以前ですから、朝鮮半島で高句麗あるいは新羅の依頼がありましてそこへ出たことと、それから秀吉の時代に朝鮮半島に出た。この他国に攻めた、あるいは他国に軍事行動を起こしたのは、この 2 回しかない国です。世界に本当に誇れる国です。国内的に宗教戦争があったり、民族紛争

があったり、それもない国。だからこそ日本にすばらしい文化ができたと思っております。

雅の世界とか、侘び寂び。あるいは本当に峠の問題であれ、何であれ、非常に日本独特の、お寺のこの寺院等やそういうものだって、まさに世界に誇れる。だからこそいま世界から注目をされて、日本に対する観光客が多いわけです。

これを称して今度は、観光立国ということで、その観光戦略を日本は持とうと、いうならばビジネスと。そのビジネスは伴うことはたしかだけれど、でもその文化そのもの、あるいは文化・芸術・芸能、このことの方がよりいかに大切かということでもあります。

だからこそ、戦争で昭和 20 年日本は敗戦を経験したわけではありますが、このときに日本から芸術品、伝統作品、そういうものがいかに各国に持っていかれたかということは、いかにそれが世界の目から見てもすごいということを印象付けているわけです。日本よりもよそで持っている方が多いと言われています。

そのような国であったからこそ、日本という国の中には、非常にすばらしいものが誕生してきた。それを一番ぶっ壊してしまったのが、あの昭和の満州事変からはじまる 15 年間のまったく考えられない、日本人の意識や価値観からいって考えられないあの軍国主義があるわけです。そして最後には敗戦という形で、大変な経験をしている。そのあと焼け野原で、何もない日本が、ああいう形でもって工業国をめざして進んだ。

ですから、大きく分けると戦前と戦争時代のサンフランシスコ条約のときの占領でもって、国家主権がなくなって、国の意識を自ら

決めることのできない占領の時代。これは、実際に昭和 27 年までです。それ以降、今度は日本の国自体で伸ばしてきた。

しかしそれはすべて全部、日米を機軸とするわけです。なぜなら東西冷戦が始まっているからであります。

そういう状況の中で、私たちはそういう時代の前提条件として、日本が国際列強に入っていくという、日清、日露で勝って、アジアのチャンピオンとして、アジアに目を向けるならいいんだけど、欧米に向けて、そして欧米列強と肩を並べていくという、この資源もなければ何もない国で、実際問題このワシントン会議だって日本なんてどこにもついていられないから、軍縮をやったときだって日本の持つ軍艦なんて 6 割でしょう。イギリスやアメリカに比べたら。

そういうような状況で、経験してきているわけです。戦後の何もないときに。そしてぐっと伸びた。アメリカの守護のもとで。

しかし、ベトナム戦争でアメリカが製造業から何からもうどこへ進むかわからなくなってしまって、昭和でいうならば 70 年代後半から 84 年までで言えば。そうですね。

このときは日本も不況です。アメリカが不況ですから。貿易立国ですから。アメリカで物を買えないんです。日本が従来どおり。

そこでついに、例の 85 年のプラザ合意でしょう。あのアメリカがドル安を認めざるを得なかったではないですか。そのとき日本の円はどんどん伸びていって、80 円のときあったではないですか。ドルが。1 ドル 80 円。いま大体 120 円、ちょっとドルの方が高くなって、117 円ぐらいですか。

そういうことで、いろいろなことを学んだんです。ところが、この要するにこの間も言いましたが、これが終わって全部自由化、そして市場競争原理、これこそ社会発展と1人ひとりの国民の幸せになる道として選択した小泉さんになってから5年有余、今日まで。このときの5年間の変わり方はどうですか。みんな経験しました。

そうすると、同じことを美唄市長はいま美唄にも、この美唄のまちづくりをしようとして先ほど答弁をいただきました。そのことについては、後ほど再質問いたしますけれど、この昭和という時代の中で、昭和というのは20世紀の3分の2は占めています。62年間ありますから。およそ。64年まで昭和とありますが、実質62年になりますか。

でも、ここでやっぱりすべてそういうことが、どういう形で市民生活や国民生活やいろいろなものに何をもたらしたかということをや、やっぱりこれ反省しなければならない。総括しておかなければならないと思うんです。単なる市長が言われる、昭和は激動の年であったと、そういうような総括だけではないのではないかという考え方持ちます。私は。

その辺のことについて、私は再質問いたしますが、もう1度、そういう言われていることはいいんですが、その押さえが、激動の年、たしかに激動の年代でした。その中から何を学び取って、自分たちがこれからの人づくりやまちづくりに生かしていくかということ、そのことが大切。私が聞いているのは、その検証と主観の大切さ、歴史観が大切だということを申し上げているんです。その辺について、再度ご答弁をいただければと思います。

それから、転換期という言葉はまさにそういう意味では本当に歴史的な転換期であることには間違いありません。ですからこのときの、いま答弁された市長が言われたこの転換期の中で、これもまさに格差だと思いますけれど、一言で言ったら地方自治体いじめでしょう。国が、市長と助役が2人とも80年代の財政運営に携わって、90年代まで携わったのは、2人も携わっていました。その中から得たものあるのではないですか。

私は、その財政問題のところでお聞きしますが、この地方再生法の、改正再生法とされている、きのう同僚議員がこの問題についても厳しく、本当に危機感をもって質問をしていました。きょうの新聞を見たら、まったくまた総務省が、これは私は北海道新聞ですが、自治体にまかしておいたらろくなことしない。名指しで空知地区、旧産炭地地区は岩見沢だけだ。岩見沢、北村、栗沢だけだと。市町村合併やったのは。ひどすぎる。狙い撃ちが今度空知にくるような表現でした。

これこそ本当に危機感ではないでしょうか。ちょうどこれが平成19年にこの言うならば破綻法みたいなものですが、再生法が、地方再生法が出てきた。

きのう同僚議員が質問したように、今度は全部連結ですから、第3セクターから公社も全部含めて、連結でしょう。そしてその実質公債費比率18%を超えたら再生法でもって、一旦かえってくるというんでしょう。いま現実には美唄市23.6%でしょう。すでに5.6%ポイントアップしているんです。2年後、平成20年スタート、20年4月に労災病院と市立病院の統合と言っています、4月。市立病院だ

けで、平成 18 年度決算でいけば、約 20 億円の不良債務です。赤字です。先日 3 日前の新聞で、道立 7 病院のほとんど民営化か、廃止すると出ていました。

美唄の市立病院そのものが民営化か、廃止に勧告される内容ではないですか。これ、労災病院の統合が平成 20 年。連結ですから、実質公債費比率が。一発でもって 25%位になっていくのではないかと、これ、このままでいけば。

それ単独で、独立採算だからって切り離してくれるんですか。すべての会計連結した場合の美唄市の総額って 534 億円でしょう。不良債務、現在。そしてあと 5 年も経ったら一応整理会計として、区画整理事業のアンダーパスの駅周辺開発。5 年言っていますが、事業は今年で終わったんでしょう。それでもってオンする負債の残高が幾らかと言ったら 40 億円でしょう。543 億円と言ったっていまの時点で 583 億円です。

そうすると、私は市長がこの再生法制の整備や新型地方交付税の導入によりって書いてある、このことは美唄を直撃していると同時に、いま空知が狙われているということになったら、どういう立場で市長はこれから実際問題として市政運営を「生き活き」「活性化」そんな言葉でもって進んでいくような状況ではないのではないのでしょうか。

私はその辺について、この財政運営の問題等についても、実際問題どういうお取り組みをなされるのかわからないですが、これらの課題を、そしてすでにオンしなければならない区画整理の 40 億円も考え、それから土地開発公社のあの売れない塩漬けの土地。それら

も全部含めまして、考えて、美唄市はこの 2 年間ぐらいが勝負どころではないですか。19 年、20 年。浮沈がかかっています。

私 1 つひとつ、これご答弁いりませんから、さっきの前段の問題と何を学んだかということと、もうこの 2 年から 3 年で美唄の浮沈がかかっている。そう認識しているんです。まさに財政再建団体にいつてしまうのではないかと。財政再建団体にいったら、夕張のように雇用の場や生産を生み出す施設は、美唄はないです。社会資本は整備されたといっています。そのとおり社会資本は整備されました。公共事業 10 カ年戦略に全部乗ったんだから。90 年代の後半から、あの景気経済対策に全部乗かって、そのときに財政におられたでしょう。

だからいま、この状況を抱えているだけではないです。そのときの公債費比率が 16%倍にいつてしまっていた、あの状況から今度は分母も全部下がっていつてしまったから、どんどん上がって。

この緊急事態ともいう、一言で言えば、同僚議員は前々回か、それらの議会のときに、同僚議員からはまさに非常事態宣言だと、非常事態宣言だという言葉が使われた。私もそう思っています。一層激しくなると。病院問題も日程がはっきりしてきましたし、それから空知が第二次合併に向かって、北海道内の中でも狙い撃ちがきそうだと、こういう状況がさらに加わってきている。

したがって、これをしのぎきるとするなら、尋常なことではいかない。財政推計計画などという後期計画の問題等なんていうのは、それこそ根こそぎ見直さなければならない。私

としては、危機意識はそのように思っているんです。そのこと、ほかの事に入るよりそのことに絞りたいと思います。

それからもう1点、ここだけちょっと観点が変わりますから、最後の不祥事問題です。

これ同僚議員も後ほど取り上げられるようですが、いま答弁の中で、予定価格1,000万円以上の工事については原則地域限定型の一般競争入札。これ、1,000万円以上、道もそうですが、美唄市の場合、もうはっきりしているんでしょう。一般競争入札だから美唄市以外からも全部入ります。でも地域限定型だから、美唄市と地域限定したとする。そしたら、A級建築についても何についても、A級はどこで何社、全部決まっているんだ。

ランク付けによるその発注金額は、5,000万円以上とかそれは変えないんでしょう。頂点。それは指名競争入札しているときと何も変わらない。名ばかりの一般競争入札。

それと、この問題等についてどうやってコンプライアンスの問題も、公務員の問題もどうするかということになっていきますと、これはやっぱり情報開示にあるんだということで、情報開示です。そして、こういう問題にも何ら関係なく、情報開示やっていくということになると、結果的にはすべては選挙のときにどういう自分は選挙をしたか、それに係るんだと言っています。どんな政党や、どの政党や、あるいはそういう業界団体や、いろいろなものの団体組織、そういうものの支持の上に乗っかってしまっただけでは、絶対情報開示として、毅然として、監査があり、なんなりどこの監査制度の導入なり、なんなりなことは、やれない、オンブズマンの問題でも。

私は決して市長は今回の選挙では、いうならばそれぞれの個人の市民からという形の選挙基盤ではなかったと思います。きちんと受けているところがあつたと思います。選挙の対応もそうであつたのではなかったんですか。

そのことは別としまして、そういう構えがないと、この入札問題等のことには毅然として立ち向かえないということを言っています。その辺の、そういう考え方に対してはどうでしょうか。市長自身のお考えは、先ほど改善策は出ました。出ましたけれど、そういう考え方も、私はこの浅野史郎さんの本を読ませていただいて、選挙のありようが首長のありようを決定付けるこう言っています。その辺の考え方について、市長のご見解をお聞きします。

それから、職員の法令遵守ですが、これはもうはっきりしています。東京都庁みたいな大きいところならどうしようもならないし、道庁みたいな出先が多いなら、わからないかもしれない。これだけの小所帯です。首長のありようの背中を見れば、職員は黙ってでもその倫理とかありようというものを、いちいち研修会がどうの、公平委員会と協力して研修会をやるとか、それも大事でしょう。でも、私は首長のありようの問題で、その背中を見て、子方はきちんと考えていくと思います。

きのう同僚議員から言われている、今回の給与問題等のその扱い方等に対しては、私はいささか、トップとしてやるのはまずトップからでないのかということを、私も同意見で聞いていました。その辺についてのご見解もお願いをいたしたい、そう思います。

この問題では3点になりましたから、あわ

せて4点ほどになりますか。再質問させていただきました。ご答弁をお願いします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 荘司議員の質問にお答えします。

昭和史につきまして、私は終戦の焼け野原の状態から現在の世界的に冠たる経済大国になったということで、この辺につきましては先人に対しては深く敬意を表するものでございますが、やはり経済至上主義、利己主義こういう弊害がいま出てきている状況にあると思います。

最近「ALWAYS 三丁目の夕日」という昭和初期の時代の東京下町の庶民の暮らし、これがいま映画でヒットしているという状況もありまして、この貧しかったけれども日本の良さがある、人間らしさがあったという、こんな時代がいま人々に共感を持たれるということは、やはり経済至上主義、これらに対して私は反発であろうかと思っております。

いま、本当にいろいろな意味で格差というものが増大していると、このことも十分承知している中で、私はやはり効率性とか経済性もある意味では大事でございますが、それ以上に人間性を優先する、そんな地域をつくるために、この地域で、地域の方がお互いを支えあうという地域コミュニティ、これの形成に向けまして、全力を挙げなければいけないと、そういうことで協働のまちづくりをこれからも積極的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから2点目の財政問題でございますが、夕張問題に端を発しまして、ある意味で実質公債費比率とか、それから再生法制という新

たな考えが国から示された。これは国における第二の夕張をつくってはいけないという、こういう考え方のもとでございますが、この制度改正が非常に急であったということで、私も助役も言われるように、昭和56年当時の赤字決算のときに、財政におりまして、この時点で健全化計画というものをつくって、赤字決算からの脱却を4年間で成し遂げたというような状況もございます。そういうことで、赤字というのは本当に市民生活にいろんな影響を及ぼすということで、こういう赤字決算になってはいけないと、このことを肝に銘じて財政運営に当たっておりますが、ただ、今回の実質公債費比率、それから再生法制という、こういう制度改正に伴って、いま私どもが対応に非常苦勞している部分でございます。

そんな中で、実質公債費比率に対しましては、23.6%という、25%に近いということから、公債費適性計画、これをつくって事業を本当に厳選する、減らしていくという中で、これは対応できるというようなことで、いま道と協議を進めているところでございます。

2つ目の再生法制、これにつきましては実質赤字比率という従来の比率以外に、連結実質赤字比率、実質公債費比率といまこれが出たわけでございますから、この連結赤字、実質赤字比率これが問題になるわけでございます。

いまの状態の市立病院の経営を続けると、当然ここに該当するだろうということで、これは国等の情報収集を得ているところでございますが、これを乗り切るためには、私は新しい病院をつくって、その経営がある程度経営が成り立つ、言ってみればこれはスリム化

しなければいけません、そういう中で経営をしっかりとやらなければいけない、この赤字にならないような病院をつくるということが、これが国等に理解をしてもらう、当然総務省、厚生労働省にも理解を得て、今回の認可になるということで考えてございます。

この計画で、新しい病院をつくと、私はこのいまの再生法制には適用しないということで、これからこれをクリアできるというような考えのもとにやっております。

これは、詳細な数字の内容とかいろいろな比率の積算方法、まだ明確になっておりませんので、これはなんとも言えませんが、単年度の経営がある程度成り立てば、この比率からクリアできるのではないかと、それから、自治体がそういう努力をしていると、それからいまの危機的な財政の病院の経営から抜本策を講じてこういう取り組みをしていると、このことが評価されて、財政再建団体にならないと、このようなことを期待しながらいま取り進めているところでございます。

この、私はやはり議員と同じく2年間、勝負でございます。本当に勝負の年だと思っています。ここを何とか乗り切らなければいけないと、そのような部分で私は職員にも人件費の削減、これは本当に申し訳なかったんですが、こういうことを提案しながら理解していただいたと、それから公共事業に関しても、20億円程度のものが十数億円になってしまったということで、約半分ぐらいになった。こういう中で、これはいろいろな方にも支障あると思いますが、まちの活性化にも一時的に非常に打撃はあると思いますが、こういうこともやはり行政運営としてせざるを

得ない、こういう状況でございます。いまの2年間というこの危機的な状況を乗り切るためにはやむを得ない措置だと考えてございます。

それから3点目の地域限定型の一般競争入札。これは私ども地域はどこまでにするかというようなこともあります、地域限定型の一般競争入札を取り入れることで、これは私は大きな改善につながるものだと思っております。

それから、私の選挙のときの部分でございますが、私はあくまでも無所属という出馬をしてございますし、私は草の根という選挙運動を展開しております。そういう中で、一部業界団体等の利益にのみつながるようなことは、私はこれからは、こういうことは避けたいといけないということで行政運営をしてみたいと考えております。

それから4点目の自ら範を示すべきだということで、これにつきましてはすでに手当等の削減、独自削減も行っている状況でございますが、今後の財政状況を踏まえながら、いろいろな形で特別審議会、特別職の報酬審議会等で、これにもお諮りすることも今後検討してみたいと思っています。

●議長長岡正勝君 19番 荘司光雄議員。

●19番 荘司光雄議員 最初の問題で、そういう経済成長なり、工業立国、すなわち貿易立国をめざした日本ですから、そういう形でやっていかなければならないことで、日本のそういう意味での工業技術というものは、水準も高かったわけだからここまでやってきました。

しかし、これからのこのIT関係も含めま

して、私が考えているのは昭和から何を学ぶかということの中で言えば、これは習熟度の問題とかいろいろなことを含めまして、教育分野もみな同じです。競争原理でもって物事をすべて律して、そして金が勝負だという、それは教育機会均等さえなくなるでしょう。東大生の各家庭の所得 1,000 万円以上は 70% 超えたというんでしょう。すでに入る小学校、中学校、幼稚園、そこからもう選別しているわけでしょう。格差ついているんでしょう。

だから、いかにこの美唄でそういう歴史の上に立って、そして戦争のああいうことにはならないということ、全部歴史の上に立って、反省して、そして美唄には本当に、足の引っ張り合いやなんやらそんなことをやっているのではなくて、いかに一つになるかと、私は市長が当選されたとき一番先に使った言葉は、美唄市民の総力戦をあげなかったら、この時期乗り切れないという、総力戦という言葉は何回も使いました。

まさにそのことです。そのことがなければ、信頼関係がなければ、支え合いだとか、助け合うとか、それから自分たちが自立するためには自分らでもってやれるものはやろうと、そういうような本当の行政と市民と、それからこういう議会と、あるいは地域の人たち、そういうものの信頼関係の底辺をもってその土台の上に立った美唄づくりというもので乗り切れない限りは、乗り切れない。そしたら、それは言ったことやらなければだめです。そうすると市長、この病院は本当大きいです。

これは以前に私申し上げました、地域医療等特別委員会のときも。この地域医療の病院問題は、この高齢化地帯の、もちろんどこも

そうですが、美唄だってもう 30% なるわけですが、関心は非常に高いです。市長がいま、そういうお答えして私は心強く思っています。だがいま、自治体立病院をめぐる状況と、いわゆる病院という医療をめぐるこの国内情勢。いまの研修医制度だけではないですよ。研修医の問題だけではないです。そして、大学の病院だっていまほとんど店じまいしなさいと言われるようになった大学が全国にすごく多いです。独立行政法人になって。大学に医者がいないんです。大学から出ていつている。前の医局が管理するという時代でなくなった。労災病院の労働組合からまたチラシが出ておりますが、美唄の統合問題は、美唄市の計画は先送りだ。一番肝心なことの先送りだと、その指摘は医者確保です。言ったことをきちんとやらないと、そういう信頼関係つくれないんだ。全力を尽くしてやったけれども、だめだったと言えやっばりだめかと挫折感、みんな挫折感。

だから、そういう信頼関係つくる上にとって、いま一番大事なのは、私は地域医療の問題、統合問題をきっちり成功させて、そして経営が成り立つと、単年度赤字は出さない、こういうけれど、企業債はどうなるんですか、その不良債務は。それは、予算審査特別委員会で開くからいいですけど。経営が成り立つ体制というのは、肝心要は 17 診療科 270 床ですから、ドクターでしょう、医者でしょう。いま医者の国内環境というのはこういう状況です、だからリタイヤした人に来てもらったり、台湾から来てもらったり、そういうことになっているんでしょう。

この肝心なことに対して、労働者福祉機構

も、それから市長自身が行動されている範囲の中で、実質この1年間で確保できると、そして絶対市民に約束した信頼に応えて、そして市民がひとつになれる。こういう見通しなり、感触なりが、これは相手があることです。から、簡単にいかないにしても、すべてを公表できるかできないかわからないので、言える範囲で結構ですから、先ほど言われた裏づけとして、私は答弁をしていただきたいと思います。そして、美唄のまちがひとつになると、まず、一番難関はクリアしたぞと、こういう状況をつくるような形にもって行って、それを願う立場から、裏づけとして、その医者の確保問題等に対しての、答弁できる範囲で結構ですから、お答え願えたらと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 医師確保については、全国的に本当に厳しい状況にあることは、私も十分承知してございます。

そういう中で、この統合を進めるということで、これは美唄市が本当に生き残るため、私はたしか道ではないかと思っておりますので、この辺に全力を挙げているところでございます。

ただ、市立病院の医師に関しましては、私もいろいろ確保について努力をできる部分でございしますが、労災病院の医者に関しましては、機構本部にもお願いはしていますが、私どもが労災病院の医者にいまから説得するとか、そういうことはできないのが実態でございします。

このことは、私ども労災の病院の現在の院長に、医師の確保に向けて全力を挙げさせていただきたい、このようなことを要請してござい

ますし、また今回労災病院の新しい院長先生、来年4月からの方が、この方には労災機構本部、そして私も同席しましてお願いをしたという部分で、これについては院長が新しく決まりました。

その中から、これからの労災病院の医師の体制ができるということでございますが、最終的に統合が決定しない限り、このような問題についてどんどん進めるわけにはいかないと。

ただ、一番問題であります脊髄損傷関係、これに関しましては院長先生が辞められるということで、この院長先生をしたって全国から集まってきた数人の医師が、院長先生とともに去られるとお聞きしていますが、その部分につきましては、いまの現在の労災の院長先生と一緒に北大の方に行きまして、教授にお会いして、これに対しても支援策をしていただけるということで、北大として後任等の医師について、ある程度人数を確保していただけると、こんなようなことは内諾を得ている部分でございします。

私としましても、いま労災病院の医師の確保についてはできるだけ範囲、相手方と一緒に行動してくれというときに同席させていただいてお願いしていると、こういうことが事実でございします。

病院をつくっても、とにかく医者がいなければ、これは経営が成り立たないわけでございますので、これが第一でございしますが、今のところそういうような動きをして、市として出来ることはしていくという状況でございします。

●議長長岡正勝君 午後1時まで休憩いたし

ます。

午前 11 時 42 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9 番長谷川吉春議員。

●9 番長谷川吉春議員（登壇） 平成 19 年第 1 回定例会にあたり大綱 5 点について、市長並びに教育長にお尋ねいたします。

最初に、市長にお尋ねいたします。

大綱質問の 1 点目は農業行政についてであります。今年の 4 月から品目横断的経営安定対策が実施に移されるとか、また E P A 協定などの問題もあり、本市の基幹産業である農業が重大な局面に立たされています。

そこで、具体的にお聞きいたしますが、その 1 点目は、平成 18 年度の主な農産物の作柄はどうだったのかはお聞きいたします。

2 点目は、品目横断的経営安定対策についてであります。

その 1 つは、本市における農家戸数と認定農家戸数はどれだけあるのか、2 つ目は品目横断的経営安定対策が実施されることによって、小麦の価格がどう変わるのか、小麦を生産している農家の収入がどのように変わるのかであります。

ある調査によれば、小麦の生産では収入が約 10% 程度の減収になるということも言われていますが、農家の収入がどのようになるのかお聞きいたします。

3 つ目は、この品目横断的経営安定対策に

についての市長のご見解についてであります。この農業政策が今後の日本の農業を発展させ、農家経営に展望の持てる政策とお考えなのか、あるいは日本の農業を荒廃させ、農家経営を一層困難に落とし入れ、食糧の自給率を低下させるものとしてお考えなのかをお聞きいたします。

3 点目は、F T A ・ E P A をめぐる新たな事態についてであります。この問題については、昨年 の 第 4 回定例会でもお聞きいたしましたが、その後さまざまな事態が明らかになってきました。その 1 つはオーストラリアの農産物の生産高が長期的なサイクルで見ると非常に不安定であるということです。その年によっては平年作の 40% とか 50% という年が頻繁に発生しています。ときには 10% 程度ということもあります。こうした国に日本の食糧を依存することは極めて危険であるということです。

フィリピンとの交渉が、昨年 の 12 月 7 日に国会で可決・成立しましたが、新たに浮かび上がってきたのが、砒素・水銀・タリウムを含む灰と残渣や、医療廃棄物、有機溶剤などの廃棄物の関税を 0 にすることがこの協定のフィリピン側の関税削減品目の中に明記されていることでもあります。つまり、フィリピンは日本の産業廃棄物のゴミ捨て場にされるといふことで、いま地元であるカビテ州の住民の間で大きな問題になっています。

私は、昨年 12 月の第 4 回定例会において、オーストラリアとの E P A 交渉は日本と北海道、また本市の農業にとっても壊滅的な打撃を受けることを指摘し、主要農産物を協定から外すよう国に対し強く働きかけることを要

望しました。

市長は、EPAについては本市農業にとっても重要な課題であり、北海道農業、農村確立連絡会議などを通じて国などへの要請行動に取り組むとご答弁されましたが、その活動はどのようにされたのか、また、政府の交渉に対する方針はどのように変わったのかお聞きいたします。

大綱質問の2点目は、地域医療の確立についてであります。その1つ目は、地域医療確立の基本的方向についてであります。

いま美唄市民にとって最大の関心事の1つに、地域医療の問題です。市民にとって、本市の医療体制が本当に市民の命と健康を守る上で安心できるものなのかということです。

市立美唄病院の経営状態や市立病院と労災病院との統合の問題、医師不足の問題などどれ1つ取ってみても大きな問題ですが、私は解決しなければならない当面の課題には、精力的に取り組まなければならないと思いますが、その問題の解決のためにも、こうした医療体制を困難にしている根本的な原因がどこにあるのか、解決するための基本方向はどのようにすればよいのかということを、部分的な見方ではなく、大きな視野で見なければならないと思います。

いま地方でも都市でも医師不足が重大な社会問題になっています。産科医のいない地域が全国で急増し、この10年間に小児科のある病院は2割も減り、小児救急の廃止が各地で問題になっています。

地方病院では勤務医の不足、退職で内科や外科でも診療休止とか病棟閉鎖が相次ぎ、残った病院に患者が殺到して、今度はその病院

の勤務医が辞めていく、いわゆるドミノ現象が発生しています。地域医療の拠点が崩れ、住む地域によって医療が受けられないという命の格差が拡大しています。医学部定員の削減を閣議決定してまで医師の養成を抑制してきた結果、日本の医師数は人口比率ではOECDいわゆる経済協力開発機構の加盟国30カ国中27位と大きく立ち遅れています。

今日の医師不足には、そのほかにもさまざまな要因がありますが、そのおおもとは政府与党の社会保障切捨て政治があります。政府は、医療費適正化の名で医師数を抑制し続け、日本を世界でも異常な医師不足の国にしてきました。また、診療報酬の大幅削減、行革の名による国公立病院の統廃合など、国の財政負担と大企業の保険料を減らすために、公的保険、公的医療を切り捨てる構造改革が地域の医療崩壊を加速しています。

こうした現状を踏まえ、私は地域医療の確立のためには、次のような基本的な方向が必要であると思います。

おおきな1つ目として、妊産婦・乳幼児の命と健康を守るために、産科、小児科確保の緊急対策として、1つには公的病院の産科、小児科の切捨てをやめること。2つには診療報酬の引き上げ、出産一時金の大幅増額。3つ目として国の責任で周産期医療の拠点を整備し、医師と助産師の連携を支援する。

大きな2つ目として、医師数抑制路線を改めて、医師を抜本的に増員することです。その1つには医師を計画的に増員する、その2つには医学部定員を抜本的に増やす、地域医療の担い手を養成することです。

大きな3つ目として、勤務医が安心して働

ける環境を整備し、医療の安全・安心を高める施策としてその内容の1つとして、看護師、スタッフの増員による勤務医の負担の軽減、その2つとして女性医師の働く環境の整備、家庭生活との両立を支援、その3つとして医療事故に対応する第三者機関、無過失補償制度の創設。

大きな4つ目として、構造改革の名で医療を受ける権利を奪う政策を転換し、公的保険、公的医療の拡充で地域医療を立て直すことです。

大きな5つ目として、不足地域、診療科への医師の派遣と確保は国が責任を果たし、都道府県の取り組みを抜本的に支援する。その1つとして全国的な医師派遣システムの確立、その2つとして都道府県の医師確保の取り組みに対する国の財政支援が必要であるということです。

ただいま、地域医療の確立のために必要な基本的な方向について大きく分けて5点について申し上げましたが、この基本的な方向に対して市長はどのようなご見解をお持ちなのかをお尋ねいたします。

2点目は、市立美唄病医院と美唄労災病院の統合についてであります。2月27日に地域医療問題等調査特別委員会が開かれましたが、時間的な制約もあって、十分な理解が得られなかったもので、改めてお聞きしたいと思いますが、統合問題についての現在までの進捗状況がどのようになっているのかお聞きいたします。

3点目は、医師確保の見通しについてであります。私の知人ではありますが、先日まである病院に通院されていた患者さんですが、

それまでかかっていた医者が大変親切で、安心して治療を受けていましたが、ある日診療に行ったら先生が代わっていて、聞いてみると前に診察を受けていた先生が辞められたということで、その後を引き継いだ先生が果たして自分の病状にあった治療ができるのかという、そうした不安を持っています。

医師と患者との信頼関係は、病気を治す基本であります。医師不足は深刻ですが、医師確保の見通しはどのようになっているか、また、美唄労災病院では労災病院が市立病院になるのであれば退職するという医師が数名いると聞いておりますが、事実関係がどのようになっているのかお聞きいたします。もし現在勤務している医師が退職した場合、そのあとの確保に見通しがあるのかどうかということでもあります。

4点目は、市立美唄病院の医師の勤務実態についてであります。医師の不足が病院で働く勤務医に過酷な労働環境をもたらし、過密労働に耐えかねた医師が退職し、更なる医師不足を招くという悪循環が拡大していますが、市立美唄病院の勤務医の実情はどのようになっているのか、お聞きいたします。

大綱質問の3点目は、福祉行政についてであります。その1点目は、福祉用具利用制限の緩和についてであります。

平成18年4月からの介護保険法の改定により福祉用具について、これまで貸与されていたものが貸与されなくなったことから、実態にあわないという事態が全国的に発生し、その改善要望が出されていましたが、この4月からその取扱が一部緩和されるとお聞きしていますが、その改定内容と、美唄市ではど

のように変わるのかお聞きいたします。

2点目は、生活保護受給者の母子加算廃止についてであります。私は昨年、第4回定例化においても母子加算の廃止について発言し、廃止をしないように国に働きかけるよう要望しました。その後、全国的にも格差社会の拡大、子どもの貧困化が大きな社会問題になっています。OECD経済協力開発機構はこの国の平均的な所得の半分を貧困ラインとして加盟各国による調査結果を分析し、昨年の対日審査報告書に掲載しています。

それによりますと、日本の子どもの貧困率が悪化し、OECDの平均を大きく上回っています。日本の子どもの貧困率が悪化した原因として、OECDが重視しているのは母子家庭、ひとり親家庭の貧困の拡大です。母子家庭、ひとり親家庭の貧困率はOECD平均21%の3倍近い57.9%になります。とりわけ母子家庭の生活保護受給者の生活は極めて厳しいものがあり、母子加算は生活の命綱となっています。

市長は、こうした生活保護受給者の母子家庭の実情を考慮し、国に対し廃止ではなく継続するよう働きかける必要があると思います。市長のお考えをお聞きいたします。また、そうした家庭に対して、母子加算に変わる施策についても検討する必要があると思いますが、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

大綱質問の4点目は、国民健康保険税についてであります。いま、格差社会の拡大が進行している中で、国民健康保険の加入世帯の5分の1が保険税を払えず、全国では35万世帯に資格証明書が交付され、誰でもどこでも

保険証1枚で安心して医療を受けられるという国民皆保険制度の空洞化が進んでいます。

国民健康保険証が取り上げられ、資格証を交付されると、患者は医療機関の窓口で一旦かかった治療費の全額を負担しなければなりません。そのため治療を受けることをためらう受診抑制が深刻になっています。

全国保険医団体連合会の調査で、京都では保険証を持つ人に比べ資格証の人の受診率は200分の1、福岡県では113分の1、北海道では62分の1という調査結果が報告されています。

保険証が取り上げられ、受診が遅れて病気が悪化し、死亡したとみられる人が過去2年間で25人にもなります。

自民党政府は2000年以降資格証明書の交付を各自治体に国保税の滞納対策として義務付けました。さらに政府は資格証明書を発行しない自治体には補助金を減らすなどして指導を強化しています。しかし、義務付け以降も滞納世帯の増加に歯止めがかかっていません。滞納者がふえている原因は、長期不況やリストラ、非正規雇用の広がりなど暮らしが困窮して払いたくても払えないというのが実情であります。

そこでお聞きいたしますが、1点目は本市における保険税の滞納の実態についてであります。

1つには、現在の滞納者の世帯数はどれだけなのか、2つには所得段階別の滞納世帯数はどのようになっているのか、3つには過去5年間の収納率の推移はどのようになっているのか、4つには過去5年間の短期保険証、資格証明証の交付件数はどのようになっている

るかについてお聞きいたします。

2点目は、国保税の引き下げについてであります。さまざまな事情で払いたくても払えない保険税、滞納することで保険証が取り上げられ、受診抑制が病気を悪化させる、こうした事態をなくするために、国保税を引き下げ、払いやすくする必要があると思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

また、国民健康保険会計での国保支払準備基金の現在高はどれだけになっているのか。また、過去5年間の基金の推移はどのようにになっているのかお聞きいたします。

大綱質問の5点目は教育行政について、教育長にお尋ねいたします。その1点目は教育再生会議報告についてであります。

政府の教育再生会議は、2月24日第一次の報告を提出しました。教育の問題についてはいじめや自殺、教職員の過密労働、そのほかさまざまな問題を抱え大きな社会問題になっており、その対策が責められています。再生会議の報告はそうした問題にどのように対処をしようとしているのか、関心のもたれるところであります。

しかし、第一次報告の内容を見ると、そうした問題の解決どころか、事態を一層深刻化させる内容をもっていると思われます。教育に競争原理を徹底させ、上からの管理も強めようというもので、昨年12月に改悪された教育基本法の具体化そのものであります。

ゆとり教育を見直すとしていますが、その中心は全国一斉学力テスト、習熟度別学習の徹底、学校区自由化などの競争を煽り立てる内容となっています。また、授業時数の10%の増加と言っていますが、すでに文科省の圧

力で多くの学校で授業時数はぎりぎりにまで伸ばされ、教職員の過密労働は一層過酷なものになります。

このような内容をもっている教育再生会議について、教育長はどのようなご見解をお持ちなのかお尋ねいたします。

2点目は、日の丸・君が代斉唱時の起立についてであります。

昨年の第4回定例会において、私は強制的な起立は良心の自由を侵害するものであり、強制するべきでないと教育長に要請しました。教育長は学校指導要領に基づき、国旗国歌の指導はこれまでどおり実施していきたいとお答えになっておられます。

しかしこの日の丸・君が代の問題は、強制するべきではないという世論が大きくなっています。卒業式や入学式での日の丸・君が代の強制はやめるべきだ、これは賛否を超えて誰もが一致できる民主主義の主張、この1年間大きな前進を記録していました。

昨年9月の東京地裁の判決は、東京での異常な強制を違憲の判断を下しました。政府も昨年の教育基本法の国会において、強制は正しくないとししました。なぜ強制が正しくないのか、その出発点は日の丸・君が代が戦争中のあの一時期誤った戦争への手段のひとつに使われた。これは1999年8月6日、当時の官房長官であった野中官房長官の国会での答弁であります。東京地裁の判決は、次のように述べています。入学式・卒業式の式典において、国旗掲揚、国歌斉唱をすることに反対するのも、少なからずいます。そうした人々の思想、良心の自由も他者の権利を侵害するなどの公共の福祉に反しない限り、憲法上保護

に値する権利であるとしています。この一連の考え方は、昨年11月27日の国会での答弁で塩崎官房長官も認めています。

こうした事態を踏まえ、卒業式・入学式での教職員を強制的に起立させることは見直すべきだと思いますが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、農業行政について、品目横断的経営安定対策についてであります。本年1月末現在の認定農業者数は540戸で、昨年同期に比べ16戸増加しております。

次に、農家収入の見通しにつきましては、美唄市農協が対象農家別に行った麦・大豆の収入試算では、18年よりも全体で約10%程度減収すると見込んでおります。

次に本対策は、認定農業者等の一定の要件をクリアした担い手農家を対象とする対策であり、農業者の意欲と活力を引き出す形で担い手づくりを進めていくことが、本市農業の持続的な発展につながるものと考えており、小規模な農業者も含め、対象品目を生産する農業者を一人でも多く育成・確保することに努めているところであります。今後とも、農業者の経営の安定・向上に向けて担い手づくり・産地づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、FTA・EPAについてですが、北海道市長会もメンバーの一員となっている北海道農業・農村確立連絡会議は12月20日及び21日、国に対し、米・麦など重要な農産物については例外的な取り扱いとするよ

う要請活動を行っているほか、1月には札幌で日豪EPA交渉に関するシンポジウムの開催や2月には啓発チラシの配布及び重要品目を例外扱いとすることを求める内閣総理大臣宛の署名活動などを実施しております。

次に、政府の方針についてであります。12月15日の農林水産大臣談話に引き続き、3月2日の衆議院予算委員会で総理大臣は日本農業への多大な影響が心配される日豪経済連携EPA交渉においては、米麦や乳製品などの重要品目について「守るべきは守らないといけない」ということの姿勢で交渉に当たるのは当然だ」と関税撤廃からの例外扱いを目指す決意を表明していることを承知しております。

次に、地域医療確立の基本的方向についてであります。医師の増員や偏在対策などにつきましては、これまでも、様々な団体等を通じ、国等に対し要請してまいりましたが、昨年8月、政府の「地域医療に関する関係省庁連絡会議」が発表した「新医師確保総合対策」は、限定的ではありますが、医師養成のために医学部の定員を増やすこととしたほか、都道府県による医師確保の取り組みへの支援や新たに分娩に係る医療事故に遭った患者に対する救済制度、いわゆる無過失補償制度の創設を検討するなど、様々な取り組みが示されております。

今回の国の対策は、今後の地域における医師確保に中長期的には一定の効果が期待されるものと考えますが、地域における差し迫った現状は一刻の猶予もありません。

しかしながら、これを打開することは、個々の地方自治体の努力のみでは困難であること

から、今後におきましても、国において、都道府県の取り組みが円滑に進むよう支援を行うことはもとより、産科・小児科をはじめ、地域において不足する診療科について、医師確保のための緊急的な措置を講じるよう、全国市長会など様々な団体等を通じ、要請してまいりたいと考えております。

次に、統合の進捗状況についてであります。市立病院と美唄労災病院の統合に向けては、昨年12月に、労働者健康福祉機構との間において、統合に向けた具体的な詰を行うための協議の場を設けることで一致し、今年1月17日には協議組織を立ち上げ、統合の目標時期を平成20年4月に想定して協議を進めることとするなど、今後の進め方や統合に向けた課題の整理を行ったところであります。

また、2月9日には実務者によりまして、課題に対する情報交換や対応について検討を行ったところであり、今後とも、精力的に協議を進めてまいります。

次に、医師確保の見通しについてですが、美唄労災病院の常勤医師数は本年3月1日現在26名となっておりますが、新しい病院の医師の確保につきましては、労働者健康福祉機構及び美唄労災病院長に確保についてお願いしているところであります。

いずれにいたしましても、統合に向けましては、医師の確保は大きな課題であり、統合への合意形成が早急に図られるよう努めてまいります。

次に、市立病院医師の勤務実体についてですが、現在、月平均3.2回の当直と平均3日に1回の割合で各診療科毎に待機を行っております。また、土曜日や祝日も診療し

なければならない透析や緊急手術など勤務時間を超えての業務を行っておりますが、平日勤務日における時間外勤務は減少してきている状況であります。

次に、福祉行政について、福祉用具についてであります。昨年4月に要支援1、2及び要介護1の軽度の方について、自立支援という観点から見直しされたところでありますが、本年4月、再び運用の一部が見直される予定であります。

内容としましては、国の調査の結果、車いす、特殊寝台などの福祉用具貸与において、自立に効果的とされる事例があることから、疾病状況や医師の所見などに基づいて、貸与を認める方向で、現在検討されております。

市といたしましては、国から通知があり次第、対応してまいりたいと考えております。

次に、生活保護受給者の母子加算についてですが、国の考え方によりますと、加算額を除いた生活基準額と一般母子世帯における消費支出の状況をもとに基準額を見直した結果、ほぼ同じ水準となっていることから、生活への激変に配慮し3年間で段階的に廃止することとした一方、就労する母子世帯に対しては就労促進にかかる給付を新設するなど、自立を目的とした支援策についても考慮されております。

このことから、市といたしまして国に対する新たな要望と母子加算廃止に替わる独自制度については考えていないところでございます。

次に、国保税の引き下げについてですが、国民健康保険税の課税額につきましては、国民健康保険に要する費用と、介護給付

金に要する費用などを基に算定しますが、景気低迷の影響による保険税収の伸び悩みや医療費の増高等により、国保財政は厳しい環境にあることから、平成 18 年度において約 1 億 1,000 万円、平成 19 年度は 1 億 4,000 万円程度の基金の取り崩しにより、税率を改定せずに予算を編成したところでございます。

また、基金につきましては、国民健康保険財政の基盤安定・強化及び不測の事態に備えるという観点から積立を行っており、使途については、赤字解消、保険事業などに充てるものとされております。

なお、基金の残高は、平成 13 年度末、3 億 8,203 万 2,000 円、平成 14 年度末、3 億 8,262 万 2,000 円、平成 15 年度末、5 億 8,048 万円、平成 16 年度末、5 億 7,398 万 6,000 円、平成 17 年度末、6 億 3,720 万 6,000 円となっております。

なお、平成 18 年度の主な農産物の作柄については農政部長から、保険税の滞納の実態については市民部長から答弁をさせていただきます。

●議長長岡正勝君 農政部長。

●農政部長林 信孝君 平成 18 年度の主な農産物の作柄につきましては、私から答弁をさせていただきます。

平成 18 年産の主な農作物の収穫量についてであります。水稻は 2 万 5,700 トンで、過去 5 カ年平均との比較では 1.8%減少しております。小麦は 4,950 トンで、過去平均との比較では 42.5%減少しております。大豆は 4,010 トンで、過去平均との比較では 319.6%増加しております。玉葱は 2,205 トンで、過去平均との比較では 19.3%減少しております。

す。アスパラガスは 182 トンで、過去平均との比較では 51.9%増加しております。

●議長長岡正勝君 市民部長。

●市民部長吉田 譲君 保険税の滞納の実態については、私からご答弁をさせていただきます。

保険税における平成 19 年 1 月末の納期到来分までの滞納世帯数は、1,648 世帯となっております。所得段階別の滞納世帯状況については、過去 5 年間の現年度課税分で申し上げますと、平成 13 年度末では滞納世帯数が 831 世帯、内訳は、世帯総所得 60 万円以下が 369 世帯、60 万円を超え 200 万円以下が 324 世帯、200 万円を超える世帯が 138 世帯、平成 14 年度末では、滞納世帯数 913 世帯で、60 万円以下が 406 世帯、60 万円を超え 200 万円以下が 371 世帯、200 万円を超える世帯が 136 世帯、平成 15 年度末では、滞納世帯数 861 世帯で、60 万円以下が 408 世帯、60 万円を超え 200 万円以下が 338 世帯、200 万円を超える世帯が 115 世帯、平成 16 年度末では、滞納世帯数 961 世帯で、60 万円以下が 507 世帯、60 万円を超え 200 万円以下が 351 世帯、200 万円を超える世帯が 103 世帯、平成 17 年度末では、滞納世帯数 928 世帯で、60 万円以下が 496 世帯、60 万円を超え 200 万円以下が 332 世帯、200 万円を超える世帯が 100 世帯となっております。

次に過去 5 年間の収納率について、現年度課税分で申し上げますと、平成 13 年度 88.49%、平成 14 年度 89.92%、平成 15 年度 89.42%、平成 16 年度 90.66%、平成 17 年度 89.34%となっております。

次に、短期証及び資格証の交付状況ですが、

本市においては、平成 13 年度に実施要綱を制定し、平成 14 年度から短期証、平成 15 年度から資格証の交付を実施しております。

短期証の交付件数は、平成 14 年度 358 件、平成 15 年度 307 件、平成 16 年度 306 件、平成 17 年度 358 件、資格証は、平成 15 年度 91 件、平成 16 年度 111 件、平成 17 年度 152 件となっております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、教育再生会議についてであります。21 世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の基本にさかのぼった改革を推進するため、内閣に設置しているものと認識しております。

今年 1 月に出された教育再生会議からの第一次報告におきましては、今日的な教育課題に対応するものとして、教育内容の改革、教員の質の向上、教育システムの改革など 7 つの提言と 4 つの緊急対応が示されております。今後はさらに法制化に向けた具体的な論議が行われることとなるものと考えております。

教育委員会といたしましては、教育行政を進めるにあたっては、地域が当事者意識と責任を持ち、それぞれの実情に応じて創意工夫や主体性を発揮できるような地方分権の視点に立った論議が必要であると考えております。

次に、卒業式における国歌斉唱についてありますが、これまでも国旗及び国歌に対し正しい認識を持たせ、それらを尊重する態度を育てる観点から、各学校において学習指導要領に基づき、卒業式・入学式が適切に実施されるよう指導を行ってきたところでござい

ます。

また、児童生徒を指導する立場にある教職員については、国歌斉唱時において起立することが望ましいと考えており、指導の徹底に努めてきたところでございます。

職務命令と処分につきましては、原則として職務命令を受けた職員は、これに伴い指導を行う職務上の責務を有し、これに従わなかった場合は、職務命令違反となり、地方公務員法に基づき、懲戒処分ができることと認識をしております。

この懲戒処分は任命権者いわゆる道教委が行う職員に対しその道義的責任を追及し、公務員関係の規律と秩序を維持することを目的とするものであります。これに関わり、市町村教育委員会は懲戒処分相当という判断を行った事例を任命権者である道教委に内申することとなっております。それを受け、任命権者による処分が決定されるという仕組みになっております。

任命権者により懲戒処分が行われた場合、不利益処分を受けたとして人事委員会は公平委員会に対して行政不服審査法による不服申し立てをすることができるようになっております。また、市町村教育委員会におきましては、懲戒処分に付すまで至らない場合に、服務監督権者として職務の責任を問い、その将来を戒めるものとして訓戒の措置があるところでございます。

●議長長岡正勝君 9 番長谷川吉春議員。

●9 番長谷川吉春議員 この場から何点か再質問させていただきたいと思っております。

最初に、農業行政の品目横断的経営安定対策ですが、これは今年の第 4 回定例会でも申

し上げておりますが、この対策そのものが日本の小規模農家を切り捨てると、そういうものだと思っているわけです。美唄でも先ほどのご答弁では約4割の人が対象外になるわけです。また、先ほどのご答弁でも今年から施策が実施されることによって、農家の収入が約10%程度減収になるということなわけです。これは、認定農家であっても同じなわけです。

これは、経営安定対策という名前にはなっておりますが、実際にはそうでなくて、農家経営を一層不安定にさせる、そういう内容の農業政策と思うわけです。

私は、日本の農業を衰退させるものだと、農業・農村の崩壊にもつながる対策でもあるし、やはり国に対して抜本的な見直しを求めべきだと思うわけですが、市長のお考えについてお聞きをしたいと思います。

それから次に、地域医療の問題で医師確保についてであります。仄聞によりますと、労災病院では整形外科の医者が12人のうち5人やめられるということを知っているわけです。それが事実かどうかというのは、あれですけども、もしそうだとすれば、これを確保する見通しがあるのかどうなのかということなわけです。

これはほかの病院ですが、最近になって例えば根室だとか江別の病院の例を見ても、その医師確保は非常に困難性を伴うということを言われておりますが、もしそうなった場合、実際この医師の確保の見通しが立たないという、そういうことがあるとすれば、病院を統合して新しい病院つくっていくということが、果たしてどうなのかと。統合そのものが怪し

くなるのではないかと、意味を成さなくなるのではないかと、そのように思うわけです。

そうした場合、何が何でも統合するんだということになるのか、あるいはそうしたさまざまな統合に向けていろいろな問題をクリアしていかないとならない、当然それはそうだと思うんですけど、その解決していかなければならない障害が、解決できないというようになった場合、統合について見直すということがあるのかどうなのか。そうした場合に、見直すということも選択肢のうちに入れることができるのかどうなのかということについて、お尋ねしていきたいと思います。

それから次に、福祉行政の問題で、福祉用具の利用制限についてであります。昨年12月、私も福祉問題で介護保険制度の改定とのかかわりの中で、去年の12月に質問しているわけですが、その中でいわゆる法改正によって、それまで貸与されていた福祉用具が貸与されなくなるということが、美唄の場合で言えば20件の件数としてあったと答弁されているわけです。

しかし、そのときに私は、これまで貸与されていたものが貸与されなくなるということでは、そうした用具を返すということ、そうした人たちの中には、かなりその用具に頼って生活しているという人たちもいるんじゃないかということで、実用に合わないという部分がかなり出てくるのではないかと、そうした危惧を持っていたわけです。実際に法改定により、用具が貸与されないことになって、それに対して全国的にこういう場合にはどうだと、実態に合わないのではないかとということで、そうした見直しについて全国的に要望

が厚生労働省の方に寄せられていたと思うわけですが、そうしたものを受けて、2月19日だと思いますが、利用制限を一部緩和するというところで発表しているわけです。

全国に寄せられた、そうした実態に、こういう場合どうだということに寄せられた数が2,825だということに報告されているわけですが、こういう場合には、例外的に福祉用具が必要な状態に該当するという事例ということで、2,825の事例が寄せられて、それが専門家によっていろいろ分析されたわけですが、そうした中でこういう場合には例外としていいのではないかとということが3つの例として示されております。

その例の1つとして疾病その他の原因により状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当するもの。2つ目の例として、疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうち告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれるもの。3つ目の例として疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定められる福祉用具が必要な状態に該当すると判断できるもの、という3つの例が出されて、それにもとづいて各自治体で、検討するということになるわけですが、そうすると美唄の場合で言えば、1つお聞きしたいのは昨年20件が貸与されなくなったという部分の中で、いわゆる全国的な集計で2,825という数字の中に、美唄からもこういう場合はどうだということで挙げた数字があるかどうか。あるとすれば何件それに該当するのかということをして

つお聞きしたいと思います。

それから2つ目は、これが緩和されるということになった場合、美唄ではどのようにこれに対応されるのか。それに当てはまる件数があるのかどうなのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから次に、国民健康保険税のことですが、さきほど市民部長の方から、各滞納者の数字だとか、そういうものをご答弁いただいたわけですが、これで見るとやはり美唄の貧困化、非常に急速に進んでいるなど数字でも見ることができると思うわけです。

例えば、平成13年には滞納者が813世帯、だけれども平成17年には928世帯ということで、13.5%増加しているわけです。滞納者が増加しているということが言えると思います。

これは、一番多いのがいわゆる60万円以下という部分が1.34倍になっている。約3割増し以上になっているわけです。そのほかに60万円から200万円の世帯、あるいは200万円以上という部分ではそれほど増えていないんですが、60万円以下というところが平成13年には369世帯が、平成17年には496世帯に増え、いわゆる1.3倍まで増えているというのが、この数字に出ているわけです。

それともう1つはいわゆる資格証です。これも、平成15年からですが、平成15年が91件、16年が111件、17年が152件と、この3年間で大幅にふえている。このふえ方と云えば、約6割増しです。急激にふえているのが、いわゆる資格証の交付件数なわけです。

これは、全国的にみてどうなのかということですが、全国平均から見ると、資格証の交付件数の比率は、非常に美唄の場合高いんで

はないかと思うんです。例えば、全国平均で言えば、国保税の滞納者が480万人ですが、資格証の発行件数が35万件ということで、パーセントにすると7.3%です。それから北海道で言えば滞納者が21万5,100世帯、資格証の発行件数が1万7,500件、これで見るとパーセントで言えば、滞納者の中の資格証の交付件数というのは、北海道で言えば8.4%になります。しかし、美唄の場合どうなのかと。滞納者が平成17年度で言えば、928世帯に対して、交付件数が152件ということです。これパーセントで言うと16.3%になります。これは北海道の約2倍の倍率。全国平均で2倍以上の倍率になります。

そうすると美唄での資格証の発行件数というのは、果たしてこれまでやられている資格証の発行の仕方が、これでいいんだろうかと、妥当なのかと。全国平均、あるいは北海道平均の2倍の比率になっているということで言えば、これは言い方妥当ではないと思うけれど、例えば借金の取り立てが厳しい、そういう言葉妥当でないかもしれないけれど、この場合は、資格証の交付ということで言えば、扱いの仕方が非常に厳しいものの見方しているのではないか、そのように受け取れるわけです。

この資格証については、こういう場合には資格証を発行しなくてもいいという条件があるわけですが、例えば災害や盗難にあったとか、あるいは世帯主、親族の病気や負傷した場合、それから事業の廃止や休止、事業への著しい損失、こういう場合には資格証を発行しなくてもいいということになっているわけです。

これが美唄で果たしてそのとおりやられているのかどうなのか。そうした、本当に市民の生活実態にあわせた形での資格証の交付なのかどうなのかということでは、数字で見る限り非常に疑問を感じるわけです。

このほかに、いま申し上げた4つのほかにもう1つの条件として、厚生労働省と全国生活と健康を守る会連合会との団体交渉の中で合意した部分があります。この全国生活と健康を守る会連合会というのは、厚生労働省と団体交渉できる唯一の民間の団体です。この団体との交渉の中で、合意されている部分で言えば生活保護を受けていないけれども、生活保護基準以下の世帯、この場合も資格証を交付しないという条件にあてはまるということで合意されているわけです。

そうした、いわゆる資格証を交付するという部分で、果たして適切にやられているのかどうなのかということで、数字から見ると非常に疑問を感じるわけですが、この点について私は、実際の生活実態に合わせた形での資格証の交付ということが必要でないかと思います。

それからもう1つお聞きしたいのが、資格証が17年度152件ということですが、この152件の中身を、所得段階別に分類したらどのようなのかということについてお聞きしたいと思います。

それから保険税の引き下げの問題ですが、私は基金を活用して保険税を引き下げることが出来ないかどうかということでお聞きしたいと思うんです。もちろん、基金そのものを、そのまま引き下げに使うということは、これは基金の使用目的とは違うもので、そのこと

は出来ないんですが、さまざまな形で住民に負担がかからない方法というのは、いろいろ健闘することが出来るんのではないかと思います。

たしか、5年か6年ぐらい前だったと思いますが、いわゆる国保税の税率です。これは税率が所得割とか資産割、均等割とか平等割、いろいろありますが、例えて言えば、医療給付の部分で言えば、資産割という部分が15%になっているわけです。この資産割が15%ですが、たしか5、6年前から資産割の15%を徴収しない、そうした方法をとって、このことによって市民の負担を軽くするということがやられているわけですが、例えばさまざまな方法を使って、そうした市民の負担をふやさないように、あるいは国保税そのものが下がる、そうした方策が取れないのかどうなのかということを、再度お聞きしたいと思います。

それから、教育長にお尋ねしますが、いわゆる教育再生会議です。この第1次の内容というのは、先ほど申し上げましたが、そのほかにも非常に大きな問題になっているのが、いじめの問題です。この問題も再生会議の中でいろいろ議論されているわけです。

それではその再生会議の中で、いじめ問題に対してどのように対応しているのかということで言えば、出してきたのが、いじめを行う子どもに対して毅然とした対応をするということだとか、出席停止制度を活用するという問題だとか、あるいは体罰の範囲を見直すということで、体罰禁止の通達を見直すということまで出されているわけです。

実際にいじめをしている子どもたちが、ど

のような状態に置かれているのかということでは、ほとんどその部分については触れられていない。いじめをする子どもというのは、家庭的に恵まれていないとか、あるいは世話をされていない子ども、そういう子どもが多いと言われているんですが、そうした子どもが、自分のいろいろな鬱憤を晴らすということで、身近な相手を標的にしていじめをするということだと思うんですが、再生会議の中では、そうしたものを抜きにして、ただ体罰を見直すとか、あるいは出席停止制度を活用するとか、そういう方法では、子どもたちを益々追い詰めていくということになっていくのは明らかだと思うわけです。

この問題では、アメリカでも出席停止制度というのはやっているんですが、その結果どうだったかということ、むしろそうした子どもたちの反社会的な行動が非常に多くなったということが報告されているわけです。

だから、たしかに学校の中ではいじめという事態は起きないかもしれないが、そのことが社会全体に、反社会的な行動として、いわゆる犯罪として広がっているということが言われているわけです。

そうしたこともありますし、またもう1つは教職員に対する管理強化、労働強化、そういうことも含めて非常に強められるということが出されております。

そういうことで、そうした教育再生会議そのものが、実際にいまの子どもたちが抱えている問題、あるいは教職員が抱えている問題、そうした問題を解決するのではなくて、むしろ教育の現場に一層の混乱をもたらすということが言えると思うわけですが、改めて教育

長からのご見解をお聞きしたいと思います。

それから次に、日の丸君が代の問題ですが、私は昭和12年生まれです。だから小学校2年生のときに終戦になったんです。小学校1年生、2年生のときに学校で、校長先生がうやうやしく真っ白い手袋を穿いて、「朕思うに」という教育勅語を読み上げるということを、実際に私は体験しています。また、防空壕に入ったこともありますし、一番ひどい目にあったのが、どこでとは言いませんが、頭から爆弾の雨あられ降ってきて、逃げ惑って、逃げ回っている最中に上から機銃操車で追かけられると、そうしたことに遭っています。

そうした戦争当時のどさくさ、戦後のどさくさの中で、私の妹と弟も2人亡くなっています。弟の場合でいえば、当時2つだったんですが、栄養失調でそれに急性肺炎になって、医者もいない、薬もない。頭を冷やす氷もない。そうした中で、私の弟が段々息が苦しげにぜいぜいって、それで私の母親が抱いている中で、だんだん私の弟の息遣いが静かになっていって、とうとう息をしなくなってしまった。私の母親は子どもを冷たくなるまで、かなり長い時間抱き続けていた。私はそれをずっと側で、実際にそのことを体験しているわけです。

私は、そういう戦争の悲惨さを体験している中で、いま問題になっている、日の丸、君が代という問題、非常に私は重大な問題として受け止めているわけです。

だから、学校での日の丸、君が代に対しての強制的に起立させる、教員の良心を侵害させる、そういう問題については、私はかつての日本にあったように、上からの支配体制を

強化するという問題での、非常に強い危惧を持っています。

そういう意味で言えば、先ほど1回目の質問で申し上げました、野中官房長官が日の丸、君が代が戦時中に、国民総動員するための道具に使われたというものの考え方で言えば、その部分に関して言えば、私は野中官房長官の考え方に同意するわけですが、そうした危惧を非常に強く持っているわけです。

そのことはそのこととして、教育長に改めてお聞きしたいのは、入学式・卒業式での、いわゆる起立にかかわる部分で、教職員がそれに従わなかったという場合での処分、そういうものがどのようなものになるのかということでお聞きしたわけですが、起立に従わなかったということでの場合でも、いろいろな程度があると思うわけです。場合によっては、道の教育委員会から処分されるという場合もあると思いますし、またそうならない場合もあるようですが、その場合、例えば軽い処罰と言ったら言い方ちょっと、どう言ったらあれなんですけれど、先ほどのご答弁の中で出されていた、市町村教育委員会においては懲罰処分に付するまで至らない場合、服務監督者として職務の責任を取り、その将来をいさめるものとして、訓戒の処置があるということでした。

これは道教委には、どうするこうするという部分ではないのかもしれないが、たとえば道教委による処分ということになれば、当然それに対して処分を受けたものが不服を申し立てる場合も出てくる。その場合には、道の人事委員会の方に不服を申し立てるということになると思うんですが、そうでなくて、市

町村の教育委員会での訓戒という場合には、申し立てる場がないということです。現場で、学校管理者の方から教職員が訓戒の処置があった場合に、本人自身がその訓戒を不当だと考えていても、その不服を申し立てる場所がないということになるわけです。このこと自体、私は非常に片手落ちだと思うわけです。そういう場があってもいいのではないかと思います。その不服を申し立てる場所がないということでは、私はそういう処置そのものが、公平性に欠けているのではないかと思います。そのことに対して1つどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

それからもう1つは、いわゆる処罰の程度、処分の程度、場合によっては道の教育委員会の方から処分されるということも出てくる場合に、この処分を受けた人が、その処分に対して不満であれば不服を申し立てる、道の人事委員会の方に不服を申し立てるということにはなるとは思います。その場合に、処分を受けた人は直接人事委員会の方に、これは申し立てるということになると思いますが、人事委員会の方では、そういう処分した側の言い分も、当然聞くということになるのではないかと思います。

私は学校の教員経験がまったくないし、また教育行政にまったく携わったことはありませんので、場合によっては私の質問そのものが、かなりの的外れということもあるかもしれませんが、もし的外れであれば的外れだということによっていただければそれでいいと思うんですけれども。

この人事委員会に対して、美唄で起きたことに対して、美唄から出向いて、事実経過を

報告するということだとか、そういうものに対して、そういうことがあるのかどうなのかと。もしそういうことがあるとすれば、例えば教育長が行って、道の人事委員会のほうに、事情はこういう事情だということだとか、あるいは教育委員会の委員長が出かけて行って、人事委員会の方に申し述べると、そういうことになるかどうか。

もしそういう場合に、例えば起立をしないという問題であれば、やはり教育長あるいは教育委員会の委員長が、美唄の取った処置が正当なものであるということで、例えば野中官房長官が国会で答弁したのが、起立する自由もあるし、起立しない自由もあると。国家を歌う自由もあるし、歌わない自由もあると答えているし、去年の11月には塩崎官房長官も、これと同じ答えをしているんですが、その野中官房長官の言い分は間違っています、私の言い分の方が、強制的に起立させたほうが正しかったんだということを、教育長あるいは教育委員会の委員長が、道教委へ行って申し述べることが起き得るのかどうなのか。

私は教諭の経験がないので、的外れということであれば、そのようにお答えいただいて結構ですが、その点についてどのようなのか、お聞きしたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、品目横断的経営安定対策についてであります。国に対しては、昨年末、多様な担い手を確保するために、生産実績がない農業者などが参加しやすい制度となることや

面積要件の緩和等について要望しており、今後とも、全国市長会を通じて要望してまいりたいと考えております。

次に、医師確保の見通しなどについてありますが、市立病院と美唄労災病院の統合には、医師の確保が重要となりますので、早急に統合に向けた合意形成を図り、労働者健康福祉機構などと連携しながら、医師の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、統合にあたりましては、解決しなければならない課題が多くありますが、私は、市民の皆さんが安心して必要な医療サービスを受けることができるよう、統合の実現に向けて最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、福祉用具貸与についてありますが、本市では、昨年4月の見直しで、20件の返還がありましたが、11月に国から、例外的に福祉用具が必要な状態にあるケースについて調査があり、そのうち7件を報告したところでございます。

国は、これらを基に見直しを行い、近く新しい貸与の基準が通知されることとなっておりますので、返還となった方については、改めて判断することとなります。

次に、所得段階別の資格証交付状況についてありますが、平成17年度における交付件数152世帯のうち、未申告2世帯、60万円以下が80世帯、60万円を超え200万円以下が59世帯、200万円を超える世帯が11世帯となっております。

なお、資格証については、国民健康保険法により、老人保健受給者及び災害や盗難、病気や負傷、事業の廃止など、特別の事情があ

る場合に、対象外としている他、就学前児童についても、市の実施要綱に基づき対象外としております。また、納付相談に基づき、世帯の事情によっては資格証ではなく、短期証を交付している場合もあり、決定にあたっては、今後とも適正に対応してまいりたいと考えております。

次に、国保税の引き下げについてありますが、基金については、不測の事態に備えるため、保険給付費などに対して一定額以上を積み立てておくこととされていることから、保険税引き下げのための取り崩しはできないものであります。

本市としては、平成13年度から当分の間、資産割を課税していないことや、平成17年度の課税限度額改定の際には、均等割額を300円引き下げたこと、さらに平成19年度の課税限度額の改定を見送るなど、実質的に負担の軽減を図っているところでございます。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 長谷川議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、教育再生会議の報告についてありますが、この度の第一次報告におきましては、学力の向上、いじめ問題への対応、教員の資質向上など、喫緊の今日的教育課題に迅速かつ適切に対応するために、学校はもとより、教育委員会、家庭、地域社会などが連携を密にしながら、社会総がかりで取り組む方策について提言されたものと認識しているところでございます。

今後は、教育委員会制度の在り方などについては、各地域が当事者意識と責任を持って教育に取り組むという地方分権の視点に立ち、

また、学校をはじめとする様々な関係者の意見が反映される中で、教育改革が進められることが極めて重要であると考えているところでございます。

なお、こういったことにつきましては、先月、全国都道府県教育委員長協議会、同じく教育長協議会の方から再生会議の方に意見書としての要望が出されたと聞いております。

次に、教職員に対する処分等についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、服務監督権者である市町村教育委員会が行う訓戒措置につきましては、職務の責任を問い、その将来を戒めるものとしての注意・指導などであり、個人の不利益の処分に該当しないことから、不服申し立ての対象とはならないこととされております。

また、任命権者による懲戒処分が決定され、それに対する不服申し立てが人事委員会で行われ、審査される場合、処分者として任命権者が事実に係る説明等を行うこととなり、市町村教育委員会に対して処分に係る直接的な説明は求められるものではないと考えております。

●議長長岡正勝君 9 番長谷川吉春議員。

●9 番長谷川吉春議員 日の丸君が代の問題ですが、3 月卒業式、4 月入学式ということですが、その卒業式・入学式、言ってみれば新たな別れ、新たな出会い、そういう成長の節目になると思うわけです。

子どもの成長をともに喜びあえる、心のこもった、そうした式にしていかなければならない、このことは誰もが願っていることだと思うわけです。

私はこの式の主人公は子どもたちであって、

国旗や国家ではないと思うわけです。この国の主権と教育の営み、これを台無しにするような、そうした強制をやめてほしいということを心から強く願いまして、発言を終わりたいと思います。

ご答弁していただかなくて結構です。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

17 番吉田 栄議員。

●17 番吉田 栄議員（登壇） 2007 年第 1 回定例会に当たり、順次質問をしまいたします。

議長に質問の通告をいたしました。その第 1 番目に掲げましたことは、市政執行方針の中の 1 つとして、かかる状況下における政策についてということで、申し上げました。

かかる状況下といたしますことは、複数の同僚議員からきめ細かな質問そして答弁のやりとりが繰り返されました。私の言う、かかる状況下といたしますことは、その中に大部分が含まれております。今日的な人口の減、そして少子化、そしてまた高齢化と、そういう大変状況の厳しい状況、そしてまた地域経済の衰退、これまた然りであります。

そしてまた一方では、国の三位一体改革という美名のもと、税源移譲、そして交付金にかかわる問題、税源移譲とは言いますものの、税源そのものが乏しい美唄の段階における状況からして、これは三位一体とは言いますものの、厳しい状況になることは言うに及ばず、結果として先の質問そして、答弁からしましても、交付金の減少というのは必然的な状況に相成ってございます。

そういう、大変厳しい環境下における 19 年度の市長の市政執行方針というのは、その情勢に基づいたところの市政執行方針が出さ

れるものと、このように私は期待をしており
ました。

この市政執行方針というのは、申し上げる
までもなく、議会に対してのみならず、市民
の皆さんにこのことを訴え、今後1年間にお
けるまちの進める内容について熟知をしても
らいたいものだと、こういう願いを込めての
市政執行方針だろうとこう思いますとき、市
長から提示されました市政執行方針を熟読い
たしまして、本当にいまの申し上げた
状況下における、この難局をどう切り抜ける
かという厳しい状況を受け止めるという格好
になっていない、こう私は受け止めました。

なんと言いましても、同僚議員の質問とそ
してその答弁からすると、18年度の決算を入
れると552億円の赤字状況が生じるとそうい
うお話。そしてまた、多くの同僚議員の質疑
の中でも明らかになりましたように、病院会
計の実態、このことを踏まえ、今後美
唄の財政状況がどういう形になっていくのか、
大変憂慮されるわけであります。

たしかに市政執行方針の中では、公共事業
の削減、金額的な面です、これは一般廃棄物
の処理場の問題が、17年度と比べるとそれが
なくなったから、大幅な縮減とこういうこと
になるわけでありまして、その他にかかわる
公共事業ということについて言えば、当然後
期計画の中に掲げている問題でありますから、
それはやむないと言いたしましても、冒頭申し
上げました、大変厳しい環境の中におけるこ
の19年を迎えて、そして公共事業にどう取り
組むかというときには、それらのことが勘案
されて、そして厳しさの一端でも市民にわか
るような市政執行方針でなければならないの

ではないのか、このように思えてならないわ
けであります。

そういう状況における19年度の方針の中
で、だからこうだと、だからこの事業やらな
ければならないが、これは止めるんだといっ
た、いわゆる節のある市政執行方針であって
もらいたかったと、こう願わずにはおられな
いわけであります。

そこで、といいますものの、この提示され
ました市政執行方針の中で、市長はどこに重
点を置いているのか、その辺がどうもいま
ちつかみきれない、こんな感じがしてならな
いわけでありますが、その点について私にも
わかるような解説をしていただければと、こ
のように思うわけあります。

それから2つ目は、新たな自治のしくみと
いう表現が、市長の市政執行方針の基本的な
市政の中の表現にございました。

これは、文字とおりに解釈すれば、この厳し
い状況の中でまちの健全な体制を築き上げる、
それには新たな自治のしくみですから、美唄
には、すみからすみまで自治会が存在してお
ります。そしてその自治会と行政とのつなが
りの仕組みをどう変えるんだろうかと、こう
解釈せざるを得ないわけでありますが、少な
くとも民主的な自治会が存在する中で、現在
それぞれさまざまな活動を展開している自治
会と行政とのかかわりの中で、新たなしくみ
ということの意味合いがいまいちわからない。
そういうことを、めざしている表現なのかど
うか、この辺についてお教えをいただきたい
ものと思うんです。

3つ目は、商業、そして中心市街地におけ
る賑わい創出事業について方針の中で示され

ております。

これは4番目の、直近の販売充足率の推移というのがあるんですが、その逆になるかと思うんですが、まず、中心市街地の賑わい創出について伺いをしたいと思います。

方針の中で言われている、中心市街地の賑わい創出事業、そのことと言えば大変文章に割愛された表現で示されております。わずか三行余り。これはいい表現ではないんですが、三行半に尽きる状況かと、そのように思いながら読んだわけですが、そもそも美唄の中心市街地、かつては、これはもう何年も前の話になりますか、この美唄市には5つの商業地があった。茶志内にはじまって南美唄、そして峰延あるいは日東と、そういう周辺に商店街がありましたが、今日的にはまったく本町以外の商店街というのは、商店街といわれるような状況は消失してしまったと、こういう状況にありましてございます。

したがって、かつての状況とは違いますがものの、やっぱり市というのであれば、この中心市街地が、まちらしいまちなみとそして賑わいがそこにはあってもらいたいものだということは、その中心市街地に足を運ばない人たちもそう思っている。そこは、行政の力でどう誘導するかということも、これまた大切なことではないのかと、こう思いますと、市政執行方針で掲げているあの三行半の文字では、どうも勢いが見当たらない、このように思えてならないわけです。

いまだ少し、その中心市街地の賑わい創出事業にかかわって、考え方がおありであれば、お示しをいただきたいと思います。

次は、直近の販売充足率。充足率というこ

とは美唄市における販売額、そして商業人口の推移、推移はいいです。現時点における直近の商業人口はどういう形になっているのか、そして小売吸引率、そして消費額の流出額、小売流出額がどういう状況になっているのか伺いたと思います。

次は、5つ目になりますが、国の農政改革について伺いをいたします。

国の農政というのも、猫の目が変わるようなというような表現は使いたくないわけですが、基本的な農業政策の中でも、米の改革大綱であるとか、そして今度は品目横断的経営安定対策であるとか、こういう政策が次々と打ち出されてきています。

このことについて、国の農政の内容について、美唄ではどのように影響されているのか、そしてまた、そのことを市長としてどう評価をしているのか、そのご認識を伺いたと思います。

次は、品目横断的経営安定対策の中のひとつの柱でもあります、土地・水・環境向上対策の事業であります。

これは、同僚議員からの質問もありましたので、おおむね理解はいたしますものの、問題はこの事業が、この市政執行方針に掲げられていないということが、私にはなんとして納得できない。

この事業は、新規事業でもあり、そしてこの事業に係る事業費も半端でない。7,300万円という巨額を投じ、しかも最低でも5年間は継続されるであろうこの事業、それが初年度です、今年は。そういう立場からしますと、同僚議員に対する答弁からしますと、道とのかかわりとの関係、こういうことのようにあ

りますが、道がどうであろうと、道だって少なくとも 50%、7 億円は計上したと聞いております。後の残りは補正予算で充当しますという考え方があるやに、私ですら知っているんです。

だとすると、継続事業であり、そして何よりも農業者の皆さんが、この事業に対する期待が大きい、このこと最近わかりました。大した負担になる話で、余り期待していないのではないかと、このように思っていたんですが、10 アール当たり 3,400 円というこの事業費に対する期待というのが大きいんです。

そういう事業であるがゆえに、私は市政執行方針の中に、得意の事業として掲げられてしかるべきではないのかと思うんですが、重複するのかもしれないけれども、市長の考え方を伺いたいと思います。

あわせて、この事業費、少なくとも 5 年間は継続事業として乗っかってくるんでしょう、国の政策ですから。だとすると、後期計画の中に、これを組み入れるという形で議会とのコンセンサスも、そこには必要ではないのかと、このように思うんですが、その辺にかかわっての考え方をお示しいただきたいと思います。

次は、農業算出額の実情について。そして、今後における向上策について伺いたいと思います。

さきの定例会における一般質問で、17 年度の算出額について質問いたしましたが、これは国の結果が出ていないということで、先送りになっていましたが、17 年度の美唄市における農業算出額がどういう形で推移したのか、その辺について伺いたいと思います。あわせ

て、先ごろの新聞報道によりますと、空知支庁での 18 年度の算出額ができた、という報道がありました。

残念ながら、市町村ごとの算出額は記載されておりました。その辺の関係について、もし美唄の実情がおわかりでありましたら、お示しをいただきたいと思います。

次は、おぼろづきの関係についてお伺いします。

去年は、18 年度作付が 100 町余りと、いうことでありましたが、実際としては、結果としては 160 ヘクタールぐらい耕作されたのではないかと思います。さまざまなおぼろづきにかかわって言えば、世の評価があるわけがありますが、いずれにいたしましても、昨年 11 月 25 日の食味鑑定コンクールで金賞を取ったということは、先の定例会でも申し上げました。

その後における、美唄市農協の毎月 15 日に販売されるおぼろづき 200 体。これは 1 両日で完売してしまうという、そういう消費者の評価であります。

そういうものですが、19 年度の美唄市における作付状況、計画がおわかりでありましたらお示しをいただきたいと思います。

次に、このおぼろづきのブランド化にかかわっても、もう 10 回を超える、私の質問に、市長がこの場から発しました。そのことについて、ブランド化をなんとしても構築するというお気持ちには変わりないんだらうと、こう思います。まずは、そのブランド化に向けた施策、今日的にお考えがあればお示しをいただきたいと思います。

次は、大きな大綱 2 点目ですが、公

共事業発注契約にかかわる問題について伺います。

つい先日、行政からの報告資料として 18 年度中の契約事業、公共事業の発注状況、そしてその進捗状況の資料が参りました。たしかに総数で 270 件ほどだったと思います。その中に、28 件ぐらいだったかと思うんですが、随意契約という欄がございました。

これは、この問題にかかわって言えば、まったく素人でありますから認識がございませんでした。私の認識は随意契約というのは、100 万円そこそこの、まったく小規模の事業の契約、形体だろうと、こう認識をしておりましたが、あの表を見る限り、大きな事業でありますと、800 万円台の事業があります。そして、400 万円、500 万円という金額の工事も数件記載されております。

この契約問題にかかわって言えば、さまざまな議論を展開しながらも、美唄の議会としては、特別委員会まで設置をして、議論してきた重要課題だ、そしてそのことについては、市政執行方針の中でも市長は掲げているのではないかと。そういう中で、随契が 800 万円のものもある。400 万円が数件ある、こうなりますとどうということだろうかと。随契というものの要件というのは決まっているんだろうかと、こう思いますと、随契にする要件、契約金額が幾ら、あるいは、そのほかいろいろな条件があるんだとすれば、それらについて伺いたいと思います。

それから、最後になりますが、談合防止策についてであります。これも同僚議員の質疑そして答弁の中で見えてまいりました。重複するかもしれませんが伺いたいと思います。

いま、この談合防止策として、一般競争入札にしなければ、談合はやらないという、やれないという状況づくりは無理だということは、ひとつの潮流となっていると私は思います。

ですから、全国知事会の中でも原則として 1,000 万円以上の公共事業は、一般競争入札にする。あるいは北海道も 1,000 万円以上は原則として一般競争入札にする、こういうことが言われているわけであります。そのほか、新聞紙上でもさまざまな角度からこの談合防止策としての取り扱い、なかんずくこの 1,000 万円をひとつの数値として、一般競争入札に切り替えるという兆候が現れているわけですが、このことも申し上げるまでもなく、去年 12 月 18 日の契約問題等特別委員会で、私は最後に質問したことを記憶しています。

この一般競争入札というのも、選択肢の 1 つとして十分検討するという助役答弁もございました。その後、このことについての方向性が出ていたとすれば、あえて重複するかと思いますが、この場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 吉田議員の質問にお答えします。

初めに、市政執行方針について、平成 19 年度の特徴的政策についてであります。平成 19 年度予算編成においては、美唄 21 世紀まちづくりプラン後期基本計画における重点施策である「福祉」「環境」「交流」「経済振興」を基本として検討を行い、「福祉」の分野では、最重要課題である地域医療の確立を最優先としたほか、子育て支援、高齢者福祉、地域福

祉の充実などを、「環境」の分野では、宮島沼の保全と活用やごみの減量化などを重点をいたしました。「交流」の分野では、教育・文化の振興や交流促進を、「経済振興」の分野では農業の担い手や産地づくりのほか、賑わい創出事業などを重点としたところであります。

財政状況は極めて厳しい中、また、社会情勢がめまぐるしく変化する時代にあって、市民の皆さんの暮らしを守るという、私に課せられた使命と責任を果たすため、市民生活に必要なとされたものについて予算措置をし、事業の選択と集中を図ったところであります。

次に、新たな自治のしくみについてありますが、私は、本定例会でご提案した「美唄市まちづくり基本条例」に基づき、「自立と協働のまちづくり」を一層確かなものにしていきたいと考えております。

そのため、「市民主体のまちづくり」「情報の共有」「協働のまちづくり」を基本原則として、市民の皆さんのまちづくりへの参画を進めるとともに、コミュニティの活性化を図るため、地域の課題を職員が地域の皆さんと一緒に考え、一緒に解決に当たる「地域応援チーム」を導入することとしております。

このような取組みを総合的に進め、時代に即した美唄らしい「新たな自治のしくみ」を実現したいと考えております。

次に、賑わい創出事業についてありますが、中心市街地に賑わいを取り戻すことを目的に、これまで、情報交流館「ピパ！」や国際交流店「松花江」など空き店舗を活用した実験店舗の運営を支援してきたところです。

平成 19 年度におきましては、商業者が空きスペースを活用して、子どもから高齢者まで

それぞれを対象とした「イベント」を開催し、賑わいの創出を図ることにしております。市といたしましては、この取り組みに対し支援を行って参りたいと考えております。

次に、小売販売充足率についてであります。平成 11 年・14 年・16 年の商業統計調査結果によりますと、市内の小売販売額は、11 年は 288 億 2,506 万円、14 年は 260 億 3,248 万円、16 年は 234 億 1,584 万円となっております。

小売販売額から算出した本市の商業人口は、11 年は 2 万 3,172 人、14 年は 2 万 2,224 人、16 年は 2 万 0,253 人であり行政人口より約 30%少なくなり、これに伴う小売吸引率は、11 年は 72.6%、14 年は 72.6%、16 年は 67.8%となっております。

行政人口に見合った潜在購買力は、11 年は 399 億円、14 年は 359 億円、16 年は 345 億円となることから、小売流出額は 11 年には 108 億 7,000 万円、14 年には 98 億 3,000 万円、16 年には 111 億 2,000 万円が市外で買物をしていることとなります。

この要因としては、消費者ニーズの多様化や近隣への大型店の進出などにより、購買力が市外へ流出しており、本市の商業、特に中心市街地にとって厳しい状況となっております。

このことから、平成 17 年に策定した「中心市街地活性化基本計画」を基に、平成 18 年の関連法改正を踏まえて、高齢者や車の持たない人でも、歩いて暮らせる魅力と賑わいのあるまちづくりを目指して、現在、商業関係者と市で構成する委員会において協議中であります。

なお、平成 19 年度においても、引き続き活性化方策について協議を行っていくことにしております。

次に、国の農政改革に対する認識についてありますが、国の農政改革が進められる中、今年から実施される「品目横断的経営安定対策」などは、これまでの農政のあり方を大転換する改革と認識しております。中でも「品目横断的経営安定対策」は、認定農業者等の一定の要件をクリアした担い手農家を対象とする対策であり、農業者の意欲と活力を引き出す形で担い手づくりを進めていくことが本市農業の持続的な発展につながるものと考えており、小規模な農業者も含め、対象品目を生産する農業者を一人でも多く育成・確保することに努めているところであります。

今後とも、農業者の経営の安定・向上に向けて担い手づくり・産地づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

市としましては、品目横断的経営安定対策をはじめとする国の農業政策に対して、全国市長会を通じてさらに要望してまいりたいと考えております。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてありますが、本市農業の持続的な経営安定と発展のほか、農村景観や自然環境を守っていくために必要な対策であると認識しております。

この対策に係る道の予算は、全道の要望額に対し、当初予算で約半分を計上、残りについては確定していない状況にあります。このため、市としましては、今後、更に検討し、計画化を含め、必要な対応に努めて参ります。

次に、農業算出額の実態と向上策について

であります、平成 17 年度の農業算出額 78 億 1,000 万円で、前年よりも約 6 億円増加しております。このことは、17 年産米が豊作だったことに加え、麦・豆類も収穫量が伸びたことによるものと考えております。

また、昨年末に空知支庁が発表した平成 18 年の農業算出額は、主要産地の農協から販売価格、収量を聞き取りまとめたもので、市町村毎には算出されておられません。

次に、農業産出額の向上策についてありますが、水稻では、高品質米や用途別の生産に努めるとともに販売の強化を推進してまいりたいと考えております。また、小麦・大豆等畑作では、緑肥を導入した土づくりや輪作体系の定着をすすめ、生産の拡大をしてまいりたいと考えております。

また、野菜などは、各農協の振興作物の生産拡大やイエス・クリーン農産物の拡大等を推進してまいりたいと考えております。

次に、おぼろづきのブランド化についてありますが、おぼろづきは、生産者のこれまでのご努力により、昨年の「全国・こめ・食味分析鑑定コンクール」で金賞を得たことから、全国的に評価されたと考えます。

市といたしましては、消費者のニーズに応えた美唄産のおいしい「お米」として、おぼろづきのブランド化に向けて生産者や農協などと連携し、PR に努めてまいりたいと考えております。

次に、公共事業発注契約問題について、随意契約の要件についてありますが、地方自治法施行令第 167 条の 2 の規定により、特殊な技術などを要する工事で、特定の者との契約が必要な場合をはじめ、災害等により緊急

に施工しなければならない場合、既に発注している工事と関連する工事で、同一施行業者に履行させることにより、経費の節減及び円滑な施工が確保される場合などについては、随意契約をすることができるものとされております。

次に、談合防止策についてであります。総務省が本年2月、「地方公共団体における入札契約適正化・支援策」を取りまとめたことに踏まえ、本市においては、平成19年度から、入札・契約事務について、より一層、競争性、公正性、透明性を確保するため、予定額1,000万円以上の工事については、原則、地域限定型の一般競争入札を試行実施すること、発注時期や工期及び工種等により、一般競争入札に付することが難しい工事については、簡易公募型指名競争入札または、指名競争入札を実施すること、また、談合防止対策として効果的とされる電子入札の準備段階として、郵便入札を試行実施するなど、改善策を講じることとしております。

なお、おぼろづきの19年度作付計画につきましては、農政部長から答弁をさせていただきます。

●議長長岡正勝君 農政部長。

●農政部長林 信孝君 おぼろづきの19年度作付計画につきましては私からご答弁させていただきます。

おぼろづきの19年度作付計画についてであります。各農協のとりまとめでは美唄市農協が約160ヘクタール、峰延農協が約90ヘクタール、いわみざわ農協が約4ヘクタールとなっております。また、種子につきましては、昨年3月に希望数量を受け付け、11月

には生産者の最終確認を行ったところであり、希望のとおり種子は確保されていると伺っております。

●議長長岡正勝君 17番吉田 栄議員。

●17番吉田 栄議員 自席から何点か質問をさせていただきます。

1つ目のかかる状況下における政策の中で、あえて言わせてもらおうと思うんです。ということは、複数の同僚議員が厳しく現在の状況を解析して、そして事業計画についても、見直しをする英断をする必要があるのではないのかという立場での質問がありました。

私もそう思うんです。18年度の決算をしたとすれば、552億円債務が増加すると、こういうお話。そして具体的にいま、この19年度を向えるに当たって、大変な財源確保に向けてのご努力されたということも、私ども知っているわけです。6億7,000万円の財源不足だという話があって、そしてその後には議会に一言で言えば改革を求められる、そういう一幕もありました。

そして一方では、労使交渉も深夜にわたる、未明に至るまでの厳しいやりとりの中で、3億5,500万円のしわ寄せが、そういう表現よくないのかもしれないけれども、職員にしてみるとそういう悩みを乗り越えて、今年度何とか形づくりをした、こういうことでしょう。

問題は来年以降です。来年になったら税源が増える、そういう見通しはどこにあるのかということだと思うんです。そして21年はどうだ、22年は、先の見通しがどうだということを見ると、一番大事なのは市民の感覚がどのへんにあるかということだと思うんです。いまでも、この種の問題に関心をお持ちの市

民は、いやこれは美唄だつてのほほんとしておれんぞと、いつか夕張の二の舞を踏まなければならないそういう心配が、私の耳にもいくとおりにも入っている。

ということは、これ来年、再来年になったら夕張の問題というのは新聞紙上、マスコミでは取り上げなくなってしまうのではないですか。ということは、人の痛みが、再建団体になったらどういう痛みを生じるかということのを忘れ去られてしまうんです。そして、いつの日か美唄がそういう、そんなことになってほしくないけれども、美唄がそういう目にあったときに、大変な状況になるわけでしょう。

そうなのはならない。いまから市民の皆さんが、本当にこの赤字をどう削減するか、そして新しい法律ができて、特別会計その他も全部連結決算しなければならない、それがものさしになる。そしたらいまの実質指数が、23.6%というのが25%になるのはもう目の前だ。それまで市民の皆さんが知ったとしたら、いやあれも我慢しなければならない、これも我慢しなければならない、これも協力しなければならないということになってくるんです。

そういう目を向けさせるには、大きなやっぱり目玉が必要です。そうではないでしょうか。甘いのか酸っぱいかわからないような飴玉をなめさせておいて、おいしいものをいつか与えてやると言われてもわからないんです。やっぱり、美味しくないなら徹底的においしいものを食べさせる。美味しいなら徹底的に美味しいものを食べさせる。そして、その痛みやら苦しみを知ってもらう。そういう

ことが大事ではないでしょうか。

その時期は、いまが最適だと思う。議会の中でも、いまだかつて美唄市議会が財務実態の調査特別委員会なんてものをつくったことないでしょう。そういう特別委員会を設置してでも、美唄の状態を知らなければならない、知らなければならないということは市民の皆さんに知らせなければならないということです。そういう足がかりをつくった今年です。去年です。

だとしたら、19年度の市長の市政執行方針の中で目玉になるような政策が、打ち出されなければならないのではないのでしょうか。

そして、その目玉に例えば、22年を想定している食の駅をやめますと、こう言ったとします。期待をしている人たちにしてみれば、大変なショックです。だけれども、そんなものをつくっても赤字に決まっているよ、黒字になんかならないよ、負担にしかならないよという人たちも、これまた随分といえるんです。

そういう人たち、賛成の人も反対の人も、そういう決断をしなければならないほど大変なのかと。ではこれも我慢しようと、これも協力しようということになってくるのではないですか。

今日でなくて結構です。予算委員会でもいいです。市長の最も大きな目玉公約かもしれないが、それに手をつけなければならないほど美唄の財政は逼迫しているんだ、このことを市民に向けて訴えるべきではないですか。こんないい土俵を与えてもらったという立場で、私は受け止めてもらいたいものだと、このように思うんですが、市長の私の言っていることに対する考え方があれば、ぜひお聞か

せをいただきたいと思います。

それから、再質問の2つ目は、この商業問題です。たしかに年々小売吸引率が下がってきております。私の手元にある資料からすると、平成6年には小売吸引率が81.3%だと。もっとも、手元の資料によれば平成9年には85.1%という、それなりの吸引率がある。それがいま、67.8%の吸引率になったという答弁がありました。

ということは、流出率、よそのまちに流れていったその率は32.2%、3分の1。美唄の市民が一生懸命汗を流して働いたそのお金の3分の1は、よそのまちで物を買っているということです、これ。わかりやすく言うと。それが111億2,000万円だということでしょう。

この67.8%なるものを70%にし、あるいは80%に近づけるといふ、そういう目安をたてなければならない。それにしては、あの賑わい創出事業というものの、市長の答弁聞いていますと、いままでやってきた空き店舗の利用や、そしてイベントをやって、これ去年までやってきたことと同じことでしょう。財政力が豊かで、市民の購買力も下がらずに、そして吸引率も下がらずに、美唄の財政が、税源がしっかりとしているという状況なら、何も言うことないです、これ。そういう厳しい状況の中にあればこそ、この賑わい創出をどうかもし出すか、そして吸引率を上げるか、流出額を下げるか、このことに苦心しなければならないのではないのでしょうか。

これは関係団体との協議をするといつて、商工会議所にさじを投げるかのような話で、議会全体が、いい、それでいいという話にな

ったとしたら、本当の意味で美唄市の財政を憂う議会でなくなってしまうのではないのでしょうか。

このように思いますとき、具体的に賑わい創出をこうやるというものの、いまないかもしれない。だけれども、そのために頑張らなければならないという、そういう部長の意気込みでもいい、聞かせて欲しいんです。市長が言ってくればなおい。

これ、先ほども言ったように、商業にかかわる創出事業で、三行半の市政執行方針ってありますか。こんなみずぼらしい市政執行方針の中で、中心市街地の活性化を図るような話をして、これは三行半の文字の中では表しきれないではないですか。そのことについて、思いがあったらご答弁を願いたいと思います。何も考えがないというならば、それでいいんです。それはそれなりの認識をいたしますから。

次は、国の農政に対する市長の認識です。これは同僚議員も言っていました。今回出されている、今年から始まる品目横断的経営安定対策、こんなもの止めてしまえ。私もそう思うんです。これ止めてしまったほうが喜ぶ農業者一杯いるんです。悪い部分を言いますと。麦に転作した。麦だかひえだかわからないような畑をつくっていても転作奨励金もらえるんです。それが前の政策だった。今度はそういえないんです。だとすると、この品目横断的のこの政策なくなったほうがいい。

だけれども、私はそういう立場で言っているのではないです。この担い手をしっかりしてもらうための政策だ、こういうことでしょう。だからいいことだと、こういう言い方で

しょう、農政部長。

だけれども、その影で6町4反に満たない農業者、これどうするんですか。その6町4反の中で、5町は麦をつくっていたとする。その麦、2,000円か2,300円売らなければならなくなる。8,000円で売れるものが。そうでしょう。

ということは零細農業、零細まで言ったらお叱り受けるんだけれども、小規模農業が切り捨てる政策です、これは。何のことはない。これは北海道のみならず全国的な問題ですが、そういうこの1990年ごろまででしょうか、もう少し前でしょうか。それまでは農業政策というのは、本当に飴玉をしゃぶらせる国の政策。それは、農業者の票をほしいから。自民党はそういう政策をとってきたんです。

いま、農業者人口減ってしまって、大した力にならないと思うから、まして一方では国の財政も厳しいということ、そういう状況だから、本来の姿に戻ってきたというのがこの新しい農業政策、米大綱、あのちょっと前ぐらいからか、農業に対しても厳しい状況が出てきているのではないですか。

私は、国の施策が立派だと言っても、美唄の農業よくならないんです。やっぱり悪いところは悪いと言って、市長のこう言っている、全国市長会を通じてしっかりやりますということだから、この辺の認識は私が言うまでもない、十分ご理解いただいているものと思いますが、そのように思うんです。そんなことで、この農業政策をしっかりとやらしてもらわなければならないと思うんです。

この農業問題で言えば、土地・水・環境向上対策です。これやっぱり、きのうも同僚議

員が主張しておりましたが、例えば光珠内の豊葦のあの地域でもって活動組織ができたと思います。どうもあの見晴らしのいい豊葦のあの地域でもって環境向上対策事業に参加したいという、美唄母町のあるボランティア団体がNPOを構成して、組織化して、そして向こうに豊葦の活動組織に参画したいといったら、それあなた違うところの人だからだめだと断れないでしょう。国はそういう施策だから。私はそう聞いています。

これはまさに横断的です、この土地・水・環境向上対策というのは。まったくそうです。環境というのは、これは一地域の問題ではないんだから。これやっぱりそういう広範囲に、横断的に取り組まなければならない問題だということの、市民向けのPRがいまいち不足しているのではなかろうか、このように思えてならないんです。これ、19年で終わるわけではないんだから。これ、しっかり取り組んでもらいたいと思う、農政部長。

それと、やっぱり不満なのは、道が予算付けしていないから、半分しか予算していないから、美唄の市政執行方針の中に入れられないという、その考え方自体に、私は大変不合理性感じてならない。半分しかつけない北海道だとしても、やるんでしょう。そして一方では、補正予算でつけますと言っているんだから。だとしたら美唄だって、つくればいいではないですか。そうすることが、農業者に対して、あるいはこの事業に対して、関心のある人たちに対して、説得力あるのではないですか。

もっとも、財源不足の話も前やったんだから、6億7,000万円だ、8億円だという財源

不足の中で、どうしてもこの3月の段階の、この予算には乗せきれなかったというのなら、それでもいいんです。そのほうがすっきりする。財源不足のために、これは乗せられなかったが、幸か不幸か北海道も全部乗せていないから、美唄も乗せなかったというならそれですっきりするんです。そうでしょう。

理屈をつけて、そして素通りしようといっても、そうはならないんです。これ。これ本音で話をしてもらったほうがいいと思うんだけど、決してそうではないというんならそれでまた、見解をお聞かせ下さい。

それから最後になります。最後にします。おぼろづきの関係です。これ正直に言って市長が札幌美唄会に行って、美唄でこんないい米ができたというPRをして、そして札幌の人にもそのことをアピールしたということもお聞きしました。東京美唄会でもその種のお話がなされているということも聞きました。

しかし、勝手にこれ言わせてください。市長の年始のご挨拶の中に、いま疲弊しようかという品目横断的経営安定対策のこの事業の中で、疲弊しかかっている美唄の農業を抱えていて、そういう中でブランド米として名に恥じない米ができた。だとすると、美唄の農業者にとって、これ全部が全部でないです、全部が全部にはならないが、美唄の農業者にとって望みがでた、目標ができた。そして、その現実の姿が出てきた、そしてそれをPRする。そのPRするのは市長の役割でしょう。その中で、新年度のご挨拶の中で、そのことを言っていて、私はおかしくないのではないかなと、こう思えてならないんです。

いま、別の話をちょっとしますが、北海

道にも存在する、本拠地は神奈川県ですけれども、星槎グループという学校法人の団体があります。北海道にも大学があります。その卒業生が、このおぼろづきを掲げて卒業論文をいまつくっているんです。そして阿部義一さんのところに、教授が伴ってその話を聞きに来ているんです。かと思ったら、これはごく最近の話ですが、お聞きになっている人がいるかもしれないが、札幌で障がい者の団体の会合がありました。そこに阿部義一さんは招聘されて、そこでおぼろづきにかかわる講演を依頼されてやってきたんです。前にも言ったけれども、あの外務大臣からもおぼろづきの礼状が来たり、もう思わぬところでおぼろづきが跳ね回っているんです。

その本拠地が美唄だから、市長もってこれ、私のところの農業者だといって、少し法螺をつくぐらい、美唄の農業のために、水稻農業のために汗を流してもらいたいものだなと、このように思えてなりません。これはとりとめのない話です。

もう1つ言いたかったことは、おぼろづきの種子の問題、種の問題であります。これは言ったらちょっと物議をかもすかもしれないから、これはやめます。これはちょっと私も心臓弱いものですから、取りやめようこう思っていますので、以上申し上げました諸点について、見解があればお聞かせをいただきたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 吉田委員のご質問にお答えいたします。

市政執行方針の中での財政等の厳しさの位置づけ、これにつきましては、私は財政が極

めて深刻な段階に立っているということで、あらゆる手段を講じてこの危機を乗り越えていかなければならないということで、この状況に対して、市民の方と危機意識を共有して、心をひとつにして、力を結集すること、このことが何より大切だというような位置づけで明記してございますが、これについては、まだまだ表現方法を検討しなければならなかったかなと、このことを考えているところでございます。

ただ、私どもは夕張の財政の状態、これは一時借入金がある程度拡大解釈して使っていたと、この方法とは私どもは本質的に違うということを自負してございます。ただ、その夕張の問題に端を発して、実質公債費、新たな指標が出た、それから連結の部分が出たと、これらについていま対応を努めている部分でございます。実質公債費比率につきましては、いまいろいろな形で原因等を、これは、とにかく下水道の部分、これがいま私どもの市債残高の37、8%に及ぶということで、これらに対して対応が、やはりもっと早くに手をつけなければいけなかったかなということで、下水道の事業の見直しをする、さらに公債費適性化計画というもののの中で、建設事業のあり方等を見直していくという中で、ある程度改善できるだろうということで、この計画をつくり、やっているところでございます。

その中で、この指標につきましては、まちづくりの地区懇談会、それから自治組織等をいろいろな形で市民にこの情報を提供して、実態を知っていただく、こんな努力もしてございます。

ただ、連結の部分に関しては、まだよく内

容がわからないということで、これについてはまだ私ども、どのような比率が上がるか、できるか、この点わからないものですから、これを周知することはできないということでございますので、今後これらについても明らかにして市民に情報提供をしなければならない、そういうことで考えています。

いろいろな部分がございますが、厳しい時代であっても、やはりまちづくりにとって、私は活性化等のために必要な事業というのは、これは財政時期を踏まえながら実施すると、そんな考えでございますのでご理解願いたいと思います。

2点目の商業の関係でございますが、触れている部分というのは非常に少ないということでございますけれども、商業につきましては、こういう厳しい商業環境の中で、商業者が生き残りを図るためには、消費者ニーズを的確に把握して、創意と工夫による魅力ある個店づくりに商業者自らが努めていくことが一番大切であると考えております。市といたしましては、現在、商業関係者と市で構成する委員会において目指す方策やその手法などを協議・検討を進めておりまして、今後においても、効果的な活性化策、これについて十分検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

それから、国の農業政策、これは大きな転換をしたということで、個人的にはいろいろな考え方ございますが、しかし国のこの農業政策の転換に関しましては、私どもはこれをよしとして、取り進めていかなければいけない、そういう立場にあるものと考えてございます。

ただ、小規模農家者の取り扱いとか、いろいろな意味で実際に、言ってみれば収入が減るとか、このような事態になったことから、この品目横断的経営安定対策、これについて改善策等も、全国市長会通じて国等に当然要望しなければいけないと、このようなことでこれからもさらに要望を進めてまいりたいと考えてございます。

それから、農地・水・環境の問題でございますが、道が予算を半分しかつけなかったということが、私ども不思議な部分でございまして、これもかなり道が、方針がいろいろぐらついたようでございまして、私も半分しかないというふうに、美唄市内を半分にするのかと、それとも2分の1の薄めた中で交付金するのか、このあたりが非常に難しいと、そのあと補正をするような考えではあるというようなこともあったんですが、とにかく道が予算を半分しかしていないということは、全国の要望を集計して、そのうち半分だけが参加したと、このような事態だったものですから、それでは市の対応が取れないだろうと、このようなことがありまして、今回当初予算計上は見送ったわけでございます。

この制度につきましては、市民に周知されていないということから、私ども今後、これは予算等の計画が決定してから説明をするのか、その前にこの制度をメロディでお知らせとか、この点について十分検討してまいりたいと考えてございます。

それから、最後のおぼろづきでございますが、これは私も同じ考えでございまして、何とか美唄のブランド化にしたいということで、東京美唄会で今般もPRをしたり、それから

美唄を思う会という、東京美唄会の中にありますが、その来てくださった方々に、いってみればひとつプレゼントをしたと、相当な量を阿部さんのところから購入してプレゼントしたと。そういう中で、いろいろな取り組みを行っております。

それから、道東の中標津町との物産交流と、この中でもおぼろづき、それから他のハーブ米等も、道東の中標津に持って行って販売していることもございます。

それからいま専大の学者にこの間お会いしたときに、専大のOB会という、全国にある、このあたりが相当の、言ってみると消費ができる対象になるのではないかと。だから美唄に専大があるんですから、せっかくそういう中での人的資源、これを活用してこの専大のOB会のグループに、このおぼろづきをPRして全国に販売してはどうか、このようなことも提案された部分でございます。

そういうことで、さまざまな形で美唄の美味しいお米を全国に販売できるような部分に関しまして、いろいろ努力をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長長岡正勝君 17番吉田栄議員。

●17番吉田栄議員 もう2回でやめようと思ったんですが、ただいまの市長答弁の中で、実質公債費比率云々という話がありました。夕張とは違うんだと、こう。たしかに違うんでしょう。いわゆる闇起債と称されるものは美唄には無かったということをはじめとして、質的な内容が違うということだろうと思う。だけれども、では安心していただけるのかと、こういうことになってくるわけです。

これ、余計な心配だと言われるような話だけれども、私をはじめ何人いるかわからないけれども、大変この財政問題については憂慮している、そういう議員がいるんです、たしかに。だからこその3日間の一般質問の中で、市長の市政方針を高く評価している人もいるけれども、いやそうはいうけれどもこういう状況の中でどうだという、そういう議論があるわけでしょう。

私はやっぱり、なんだかんだ言っても、この前の新聞のある記事では、滝川が18年度の決算を見込むと500億円を超える負債になるということを憂慮しているという、そのような記事がありました。500億円で憂慮しているなんて、美唄なんてもう543億円だ。まだふえる。ということは、美唄よりもやっぱり財政事情が良くても、少なくとも新聞の記事に載るような場で、首長のそういう発言があるということ。深刻に受け止めているということだと思うんです。

それと、比較するわけではないけれど、夕張とは違うんだという話になると、これはやっぱり私どもの認識を、私どもが変えなければならいのかって感じがしてならない。この辺は、これは何回も言っている、同僚議員も言っているんだけど、この厳しい環境の中で美唄の財政状況がどうだというこの事実、2万八千数百人の市民全員の共有でなければならぬ。これを共有しなかったら、ごみの有料化なんてこんなもの実現できません。小さいものの積み上げが200億円近い一般会計を動かしているわけでしょう。だから、その厳しい状況というのは、市長は厳しくないという認識、一部の議員と言われるか

もしれないけれども、厳しいという認識、こういうことではいかなものか。あなたの言っているのどうも過大評価だと、厳しいということの過大評価だというならそれでもいい、そういう評価をされるならされても結構ですが、その辺のご判断を仰ぎたいと思います。

それからいま1つ、商業問題にかかわっての話ですが、むかし、市長を頂点として地元愛用という言葉が随分と市民に浸透するべく、そしてその実践に向けて行政努力がなされた時代がありました。そのときだって、市長だって助役だっていたんだからご存知でしょう。最近どこからも、それなりの立場の人から、地元愛用に向けての具体的な発信がないんです。最近も私も余り出張しないからあれだけれども、あの当時、滝さんが市長の時代でした。随分と東京・大阪に出張する立場だったものですから出張しましたが、たばこは全部美唄で買い求めて行ったものです。そういう市民感情に、それがきっちりと備え付けられるような状態のつくりというのは、やっぱり首長の努力、その範疇ではないですか。

何事も、商工会議所に丸投げみたいな、そんなことにはならないと思う。年間111億何千万という金が、岩見沢・札幌に流れているというこの現実。このことを踏まえると、峰延の人はノバに行かないで、イオンに行かないで峰延で買おうと、峰延の人なら峰延で買えるような、そういう行政指導の中で物を売っているところに、農協しかないんだけど、コンビニもあるけれども、そういうところに対する行政指導があってもいいではないか、それが行政と商業とのかかわりではないですか。そのことは、美唄の母町にだってあては

まることでしょう。

そういう努力というのも、要するに、何で地元愛用なのだと、地元で買うことによって美唄の財政にこういう影響が出るんです、だから美唄で買ってくださいと、こういう行政努力がなくて、だれがやるんですか。野放しでいると、この流出額は、ますますふえるのではないですか。その辺について見解があればお示し下さい。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 吉田委員の質問にお答えします。

私が先ほどから申し上げていることは、厳しいと、これは事実でございます。ただ、いま本当に抜本的な対策を打てば、再建団体入りだけは免れるのではないか、このあたりの部分で、私は夕張と違うというようなことを表現した部分でございます。

いままでは地方債を発行するとき、起債制限比率という中で、この数値を見ながら私ども事業をする際の借り入れをしておりました。この起債制限比率というのが、私どもはそれほど高くない、ある程度高いんですが、そのような危険信号でもなかった。これが今回こういう新たな公債費の実質比率ということで、下水道の部分等がカウントされて、こういうふうな23.6%と、25%が限界ですから、これはやっぱり本当に危険な状態です。危機的な状態です。

その中で私どもこれからの事業を厳選することで、そして地方債という借り入れをしない中で、この公債費適性化計画をつくって、これからこういう運営をするんだという中で、いま国と協議している部分でございます。こ

のあたりは、これからの財政のシミュレーション等に生かしていく、当然このことは考えてございます。

それから商業問題でございますが、地元愛用運動というような部分でかつてやってきて、いろいろな形で地元愛用という言葉がありましたけれども、しかし具体的にそしたら何をすればいいかというような中で、これは商業者もいろいろ苦勞している部分でございます。その中で、現在具体的に美唄商品券、こういう券を発行しながら、私どもも購入しておりますが、これはいろいろな方に購入していただいて、その地域の販売にそれがつながっていくと、こういうことを具体的にやっております。このようなことを、私どもやはり市として、美唄の商業を守るためには、こういうことも、宣伝も、これは全市的にしていかなければならないかなと、このようなことをいま考えているところでございます。

3割以上を市外に流出していると、この実態を何とか食い止めるためには、このようなことも具体的にやっていかなければいけない、このことを私も決意を新たにして取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長長岡正勝君 以上で一般質問を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時43分 散会